

職場における安全衛生活動の 自主点検結果と対策

～ 製造業 ～



福岡東労働基準監督署

はじめに

厚生労働省では、労働災害を減少させ、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、平成30年度から令和4年度までを対象とした第13次労働災害防止計画を策定し、国、事業者、労働者等の関係者がそれに基づいた取り組みを展開している。

当署管内（福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡）における労働災害は、休業災害が年間約1,000件、死亡災害は第13次労働災害防止計画期間に21件（令和3年9月末現在の速報値）発生している。なお、第12次労働災害防止計画期間（平成25～29年度）の死亡災害は30件、年平均6件であった。

そのような状況の中、全体の約2割を占めている製造業の労働災害は、令和2年に前年比+14.3%と大きく増加し、令和3年も4月末時点で前年同期比+50.0%と過去に例を見ない状況になったことから、当署は追加施策を計画し、実行に移そうとしたものの、新型コロナウイルスの蔓延により行政活動も制限されることとなった。

そこで、労働災害が発生する前に不安全状態や不安全行動を洗い出し、PDCAサイクルを推進できるよう自主点検を実施することにした。

対象は、当署管内に所在する製造業のうち、労働者数10人以上及び労働者数10人未満で過去3年以内に労働災害が発生した事業場とし、対象となった812事業場に自主点検票を郵送し、点検結果の提出を求めたところ582事業場から回答を得ることができた。（回答率71.7%）

それらの取り組みを進めたこともあり、製造業の労働災害は9月末現在、前年同期比+8.7%まで下がり、一定の成果を上げている。

ここに自主点検結果を公表すると共に、事業場で取り組む際に参考となる資料を掲載するので参考にさせていただきたい。

令和3年10月

目 次

| | | |
|----|----------------|----------|
| 1 | 一般安全衛生対策 | ．．．．P.3 |
| 2 | リスクアセスメント | ．．．．P.19 |
| 3 | 階段からの転落災害防止 | ．．．．P.22 |
| 4 | 脚立からの墜落災害防止 | ．．．．P.22 |
| 5 | 激突災害防止 | ．．．．P.26 |
| 6 | 転倒災害防止 | ．．．．P.26 |
| 7 | 腰痛予防対策 | ．．．．P.30 |
| 8 | 熱中症予防対策 | ．．．．P.34 |
| 9 | 交通労働災害防止 | ．．．．P.37 |
| 10 | メンタルヘルス、過重労働対策 | ．．．．P.39 |
| 11 | 製造業に関するその他の対策 | ．．．．P.42 |
| | 関連サイト | ．．．．P.43 |

1 一般安全衛生対策

| チェック事項 | ○× |
|---|----|
| 安全管理者、衛生管理者、産業医（事業場の労働者数 50 人未満の場合は安全衛生推進者）を選任していますか | |
| 安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者による定期的な職場巡視を実施し、記録を作成の上、労働者に周知していますか | |
| 月 1 回、安全衛生委員会（50 人未満は職場会議）を開催し、記録を作成の上、労働者に周知していますか | |
| 雇入れ時及びその後 1 年に 1 回（有害業務は 6 か月に 1 回）健康診断を実施していますか | |
| 雇入れ時及びその後 1 年に 1 回、安全衛生教育を実施していますか | |
| 安全管理者、作業主任者、玉掛者などの資格者に 5 年毎の定期教育を実施していますか | |
| 4 S 活動に取り組んでいますか | |
| K Y 活動に取り組んでいますか | |
| 作業中のヒヤリとした、ハットとした事例（ヒヤリハット事例）を収集していますか | |
| 荷物を高く積み上げていませんか（2 m 積み上げると“はい作業主任者”が必要です） | |
| 新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいますか | |
| エイジフレンドリーガイドラインを知っていますか | |

4 S とは

整理・整頓・清掃・清潔を日常的に行うのが 4 S（4 つの頭文字）活動です。労働災害防止だけでなく作業の効率化にも効果があります。

事業場によっては、躰（しつけ）を入れた 5 S や、習慣、作法、洗浄、殺菌、しつこく、スパイラルアップ など、10 以上で取り組んでいることもあります。



整理... 必要な物と不要な物に分けて、不要な物を処分すること

整頓... 必要な物をすぐ取り出せるように、分かりやすく安全な状態で配置すること

清掃... 作業する場所や身の回りのほか、共有スペースのゴミや汚れを取り除くこと

清潔... 職場や機械、用具などのゴミをきれいに取って清掃した状態を続けること、

作業員自身も身体、服装、身の回りを汚れのない状態にしておくこと

KY 活動とは

仕事を始める前に潜んでいる危険を見つけるのが KY（危険、予知の頭文字）活動です。仕事を始める前に、「これは危ない！」という危険ポイントを見つけて対策を決め、ひとりひとりが指差し呼称を行って作業を進めます。

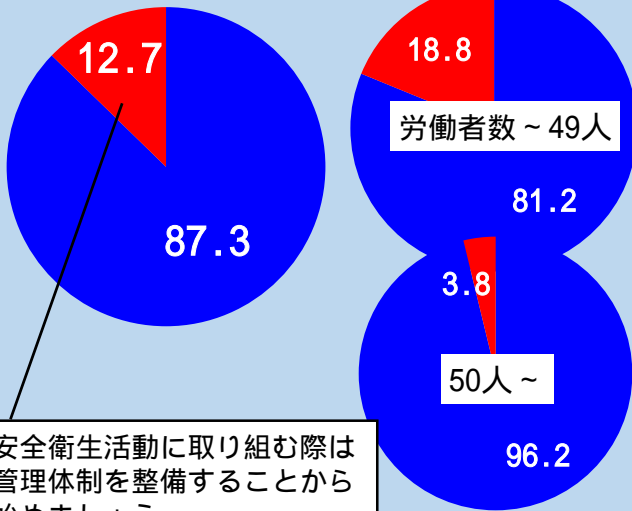


荷物
腰を落とす
ヨシ！

1 一般安全衛生対策の点検結果

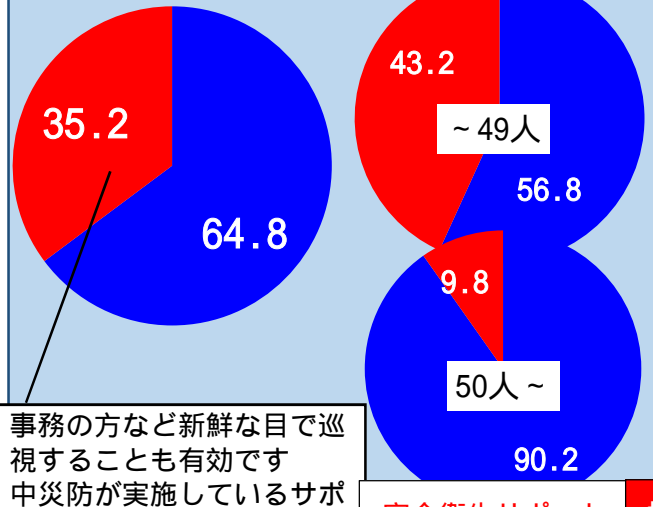
×

安全衛生管理体制



安全衛生活動に取り組む際は管理体制を整備することから始めましょう

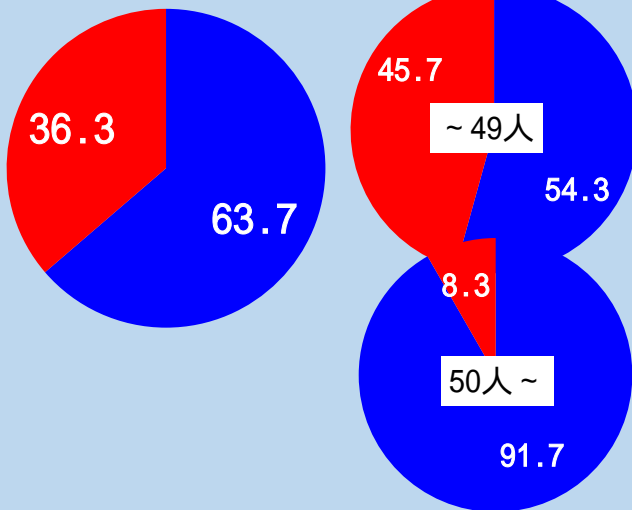
職場巡視



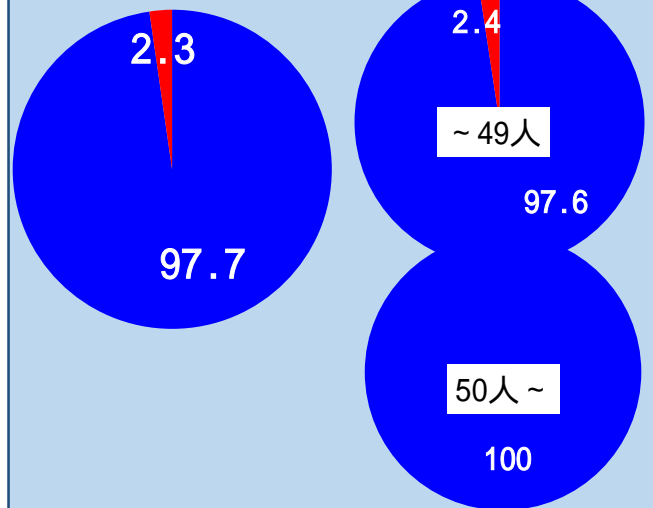
事務の方など新鮮な目で巡視することも有効です
中災防が実施しているサポート事業も活用しましょう

安全衛生サポート 検索

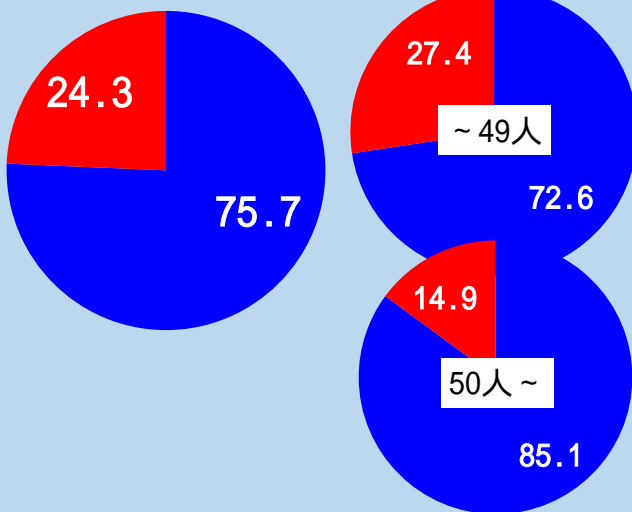
安全衛生委員会、職場会議



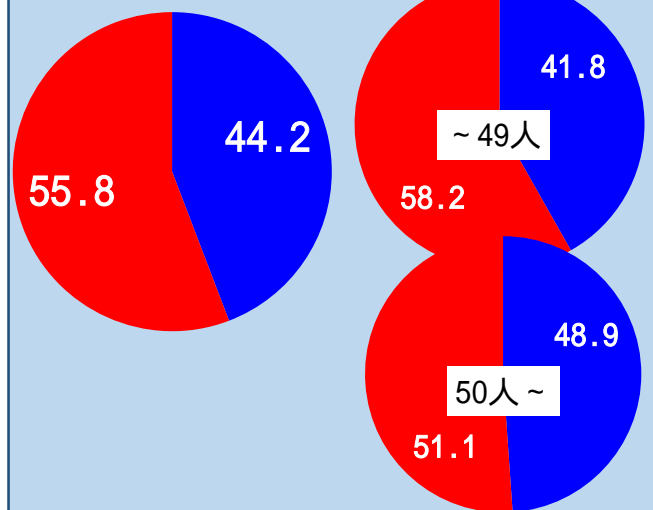
健康診断

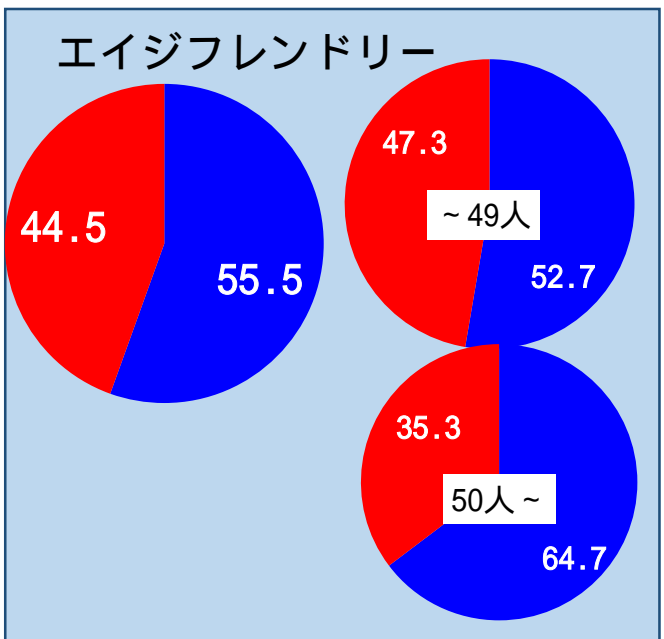
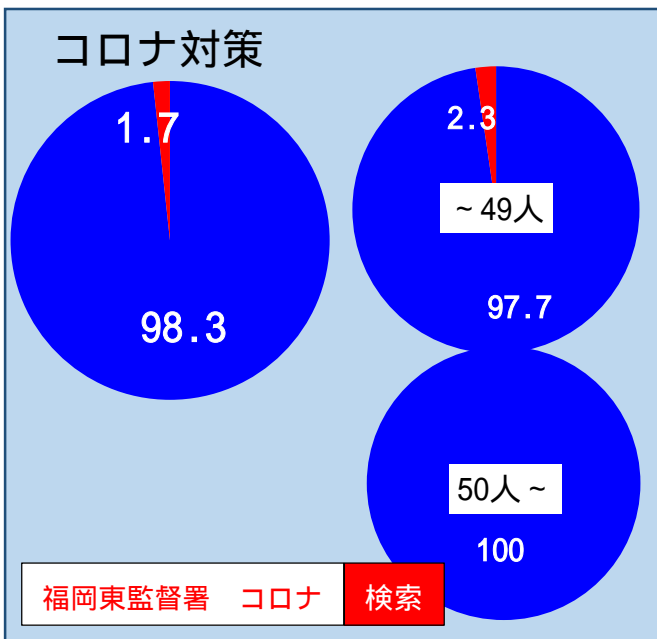
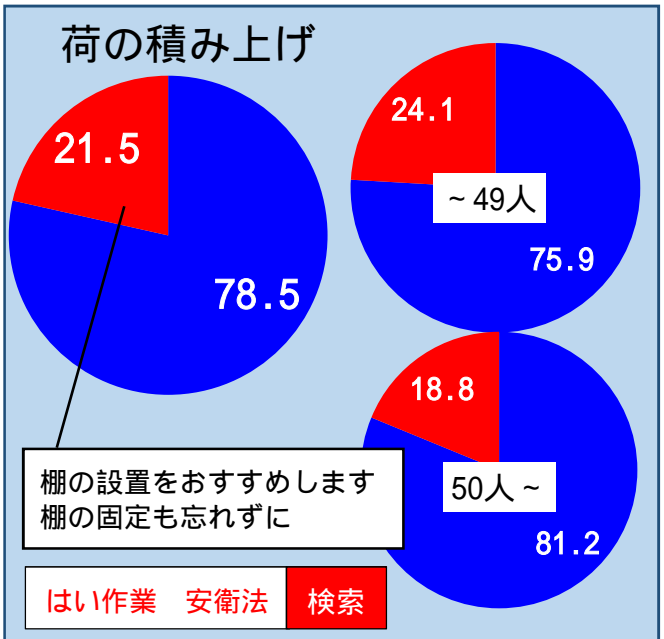
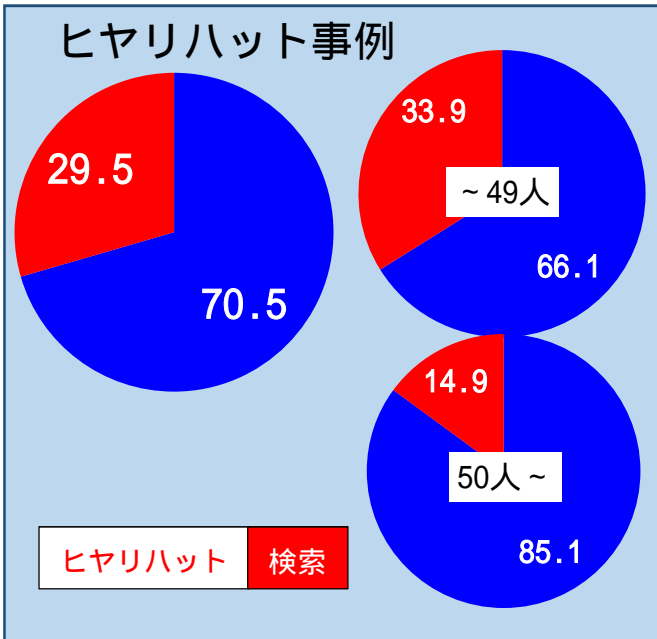
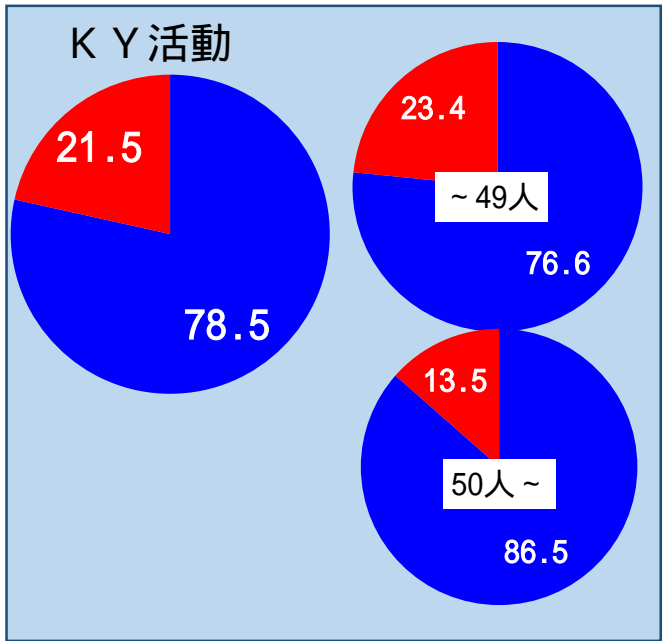
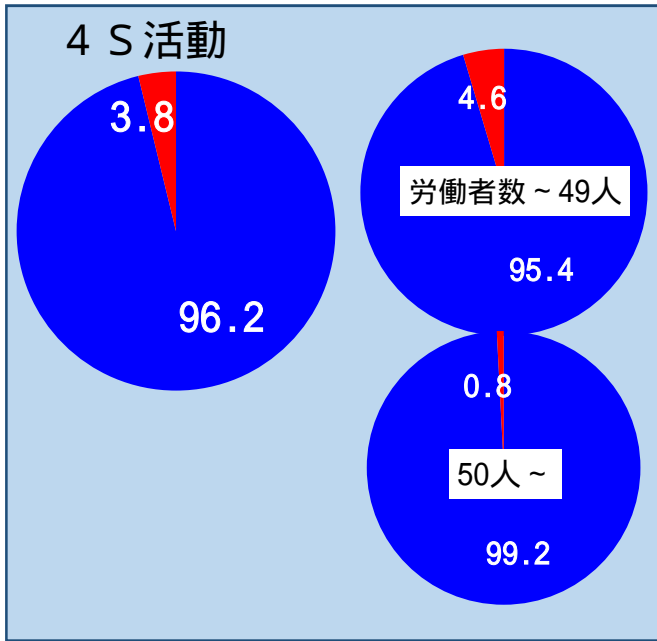


安全衛生教育



資格者への定期教育





1 労働安全衛生法の基本的事項

■ 事業場とは

労働安全衛生法でいう事業場とは、工場、鉱山、事務所、店舗等のごとく一定の場所においてに関連する組織のもとに継続的に行われる作業の一体をいう。したがって、一の事業場であるか否かは主として場所的観念によって決定すべきもので、**同一場所にあるものは原則として一の事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場とするものである。**

しかし、同一場所にあっても、著しく労働の態様を異にする部門が存する場合に、その部門を主たる部門と切り離して別個の事業場としてとらえることによってこの法律がより適切に運用できる場合には、その部門は別個の事業場としてとらえるものとする。たとえば、工場内の診療所、自動車販売会社に附属する自動車整備工場、学校に附置された給食場等はこれに該当する。

また、場所的に分散しているものであっても、出張所、支所等で、規模が著しく小さく、組織的関連、事務能力等を勘案して一の事業場という程度の独立性がないものについては、直近上位の機構と一括して一の事業場として取り扱うものとする。

■ 業種とは

事業場の業種の区分については、その業態によって個別に決するものとし、経営や人事等の管理事務を専ら行っている本社、支店などは、その管理する系列の事業場の業種とは無関係に決定するものとする。たとえば、製鉄所は製造業とされるが、当該製鉄所を管理する本社は労働安全衛生法施行令第2条第3号の「その他の業種」とすること。

■ 事業者とは

この法律における主たる義務者である「事業者」とは、法人企業であれば当該法人(法人の代表者ではない)、個人企業であれば事業経営主を指している。これは、従来の労働基準法上の義務主体であった「使用者」と異なり、事業経営の利益の帰属主体そのものを義務主体としてとらえ、その安全衛生上の責任を明確にしたものである。

なお、法違反があった場合の罰則の適用は、労働安全衛生法第122条に基づいて、当該違反の実行行為者たる自然人に対しなされるほか、事業者たる法人または人に対しても各本条の罰金刑が課せられることとなることは、従来と異なるところはない。

以上、昭和47年9月18日 基発第91号

■ 常時使用する労働者とは

日雇労働者、パートタイマー等の臨時的労働者の数を含めて、常態として使用する労働者の数が労働安全衛生法施行令第2条各号に掲げる数以上であることをいうものであること。

昭和47年9月18日 基発第602号

■ 派遣労働者数のカウントは

総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、産業医の選任義務、衛生委員会の設置義務は派遣先及び派遣元の双方に課せられており、事業場の規模の算定に当たっては、**派遣先及び派遣元の双方にそれぞれ派遣労働者の数を含めて常時使用する労働者の数を算出する。**

安全管理者の選任義務、安全委員会の設置義務は派遣先のみ課せられており、事業場の規模の算定に当たっては、派遣先のみ派遣労働者の数を含めて常時使用する労働者の数を算出する。

昭和61年6月6日 基発第333号(数度の改正あり)

1 安全衛生管理体制の解説

事業場の常時使用する労働者数に応じ、～ の業種ごとに以下の管理者を選任することが必要です。また、太字については所轄労働基準監督署への選任報告が義務付けられています。

林業、鉱業、建設業、運送業(運輸交通業、貨物取扱業)、清掃業
 製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業
 、 以外の業種

| 労働者数 | | | |
|----------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 10～49人 | 安全衛生推進者 | 安全衛生推進者 | 衛生推進者、安全推進者 (又は安全衛生推進者) |
| 50人以上 | 安全管理者、衛生管理者、産業医 | 安全管理者、衛生管理者、産業医 | 安全推進者、衛生管理者、産業医 |
| 100人以上 | 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医 | 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医 | |
| 300人以上 | 産業医 | | |
| 1,000人以上 | | | 総括安全衛生管理者、安全推進者、衛生管理者、産業医 |

■ 総括安全衛生管理者 (労働安全衛生法(安衛法)第10条)

事業場における統括管理する権限、責任を有する者を総括安全衛生管理者として選任し、安全管理者、衛生管理者を指揮して、労働者の危険又は健康障害を防止しなければなりません。

■ 安全管理者 (安衛法第11条)

資格を有する者 1 の中から安全管理者を選任し、安全に係る技術的事項を管理させなければなりません。

■ 衛生管理者 (安衛法第12条)

資格を有する者 2 の中から衛生管理者を選任し、健康管理や作業環境等の労働衛生に係る事項を管理させなければなりません。

■ 安全衛生推進者、衛生推進者 (安衛法第12条の2)

資格を有する者 3 の中から、～ の業種の事業場は安全衛生推進者を選任して安全衛生業務を、また、～ の業種の事業場は衛生推進者を選任して労働衛生業務を担当させなければなりません。

ただし、「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」に基づき、～ についても安全推進者を配置し、安全業務を担当させる必要があります。

■ 産業医 (安衛法第13条)

医師免許及び産業医の資格を有する者の中から産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければなりません。

1

1 産業安全の実務に従事し、安全管理者選任時研修を修了した者（～の者が研修を修了後、資格を得ることができる）

- 大学又は高専において理系の正規の課程を修めて卒業後2年以上
- “ 理系以外の正規の課程を修めて卒業後4年以上
- 高校又は中等教育学校において理系の正規の学科を修めて卒業後4年以上
- “ 理系以外の正規の課程を修めて卒業後6年以上
- 専門課程を修了後2年以上
- 職業訓練を修了後4年以上
- 専修訓練を修了後5年以上
- 上記以外の場合7年以上

2 平成18年10月1日現在で安全管理者の経験が2年以上ある者（選任日が平成16年10月1日以前であり、かつ、監督署に選任報告を提出している者）

3 労働安全コンサルタント

2

1 衛生管理者免許を受けた者（～の者が労働局長に申請を行うことで免許を得ることができる）

- 衛生管理者免許試験に合格した者
- 大学又は高専において医学に関する課程を修めて卒業した者
- 安衛則別表第4別添に掲げる大学において保健衛生に関する学科（表中段）を専攻して卒業した者で、労働衛生に関する講座または学科目（表下段）を修めた者
- 保健師助産師看護師法第7条規定により保健師免許を受けた者（旧保健婦規則により保健婦免許を受けた者を除く）
- 医師法第11条第2号および第3号に掲げる者
- 歯科医師法第11条各号に掲げる者
- 薬剤師法第2条の規定により薬剤師免許を受けた者

2 医師

3 歯科医師

4 労働衛生コンサルタント

5 教員職員免許法第4条の規定に基づく保健体育又は保健の教科についての教諭免許状（中学校、高校、養護教諭のいずれか）を有する者で、学校教育法第1条の学校に在職する者（常勤の者に限る）

6 大学又は高専において保健体育に関する科目を担当する教授、助教授又は講師（常勤の者に限る）

3

1 大学又は高専を卒業後1年以上、高校又は中等教育学校を卒業後3年以上安全衛生実務に従事

2 5年以上安全衛生実務に従事

3 安全衛生推進者養成講習を修了

4 安全管理者と衛生管理者の有資格者

5 安全管理者の有資格者で、その後1年以上労働衛生実務に従事（衛生管理者は産業安全実務）

6 作業主任者の有資格者で、その後1年以上安全衛生実務に従事

上記は安全衛生推進者の場合。衛生推進者は労働衛生実務に読み替え。他にも認められる条件あり。

1 職場巡視の解説

管理者は職場の定期巡視を実施し、その結果を委員会へ報告し、また、労働者への周知や産業医への情報提供を行って安全衛生活動を活性化させる必要があります。

■ 安全管理者（安衛則第6条） 巡視記録の参考様式P.11

安全管理者は日々、作業場など巡視し、建設物、設備、作業場所、作業方法に危険のおそれがある時は たちちに是正措置を講じる他、事業者や総括安全衛生管理者に報告して指示を受けなければなりません。

■ 衛生管理者（安衛則第11条） 巡視記録の参考様式P.12・13

衛生管理者は少なくとも毎週1回、休憩所、トイレなどを含むすべての場所を巡視し、設備、作業方法、衛生状態に有害のおそれがある時は たちちに是正措置を講じる他、事業者や総括安全衛生管理者に報告して指示を受けなければなりません。

■ 安全衛生推進者、衛生推進者（安衛法第12条の2）

安全衛生推進者は安全管理者または衛生管理者と同様の業務を担当しなければなりません。

■ 産業医（安衛則第15条）

産業医は少なくとも月1回（一定の条件下 には2か月に1回）、休憩所、トイレなどを含むすべての場所を巡視し、作業方法、衛生状態に有害のおそれがある時は たちちに必要な措置を講じなければなりません。

産業医の意見に基づいて衛生委員会等において調査審議を行い、事業者の同意を得た場合であって、以下のア～ウの情報すべてを産業医に毎月1回以上提供している場合

ア 衛生管理者が行う職場巡視記録（以下の事項が示されたもの）

- ・ 巡視を行った衛生管理者の氏名、巡視日時、巡視場所
- ・ 巡視を行った衛生管理者が、設備、作業方法、衛生状態に有害のおそれがあると判断した場合における有害事項及び講じた措置の内容
- ・ その他労働衛生対策の推進にとって参考となる事項

イ アに掲げるもののほか、委員会の調査審議を経て事業者が産業医に提供することとした情報（例えば、以下の情報が考えられ、事業場の実情に応じ適切に定める必要がある）

- ・ 労働安全衛生法第66条の9に規定する健康への配慮が必要な労働者の氏名及び労働時間数
- ・ 新規に使用する予定の化学物質・設備名、これらに係る作業条件・業務内容
- ・ 労働者の休業状況

ウ 休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1か月当たり100時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報

安全管理者巡視記録(例)

| | | | | | |
|------|----|-----|----|----|-----|
| 年 月分 | 社長 | 工場長 | 部長 | 課長 | 巡視者 |
| | | | | | |

| 巡視日 | 巡視場所 | 要改善事項 | 改善 <input type="checkbox"/> |
|-----|------|-------|-----------------------------|
| 1日 | | | |
| 2日 | | | |
| 3日 | | | |
| 4日 | | | |
| 5日 | | | |
| 6日 | | | |
| 7日 | | | |
| 8日 | | | |
| 9日 | | | |
| 10日 | | | |
| 11日 | | | |
| 12日 | | | |
| 13日 | | | |
| 14日 | | | |
| 15日 | | | |
| 16日 | | | |
| 17日 | | | |
| 18日 | | | |
| 19日 | | | |
| 20日 | | | |
| 21日 | | | |
| 22日 | | | |
| 23日 | | | |
| 24日 | | | |
| 25日 | | | |
| 26日 | | | |
| 27日 | | | |
| 28日 | | | |
| 29日 | | | |
| 30日 | | | |
| 31日 | | | |

衛生管理者巡視記録(例)

| | | | | | |
|------|----|----|----|---------|-----|
| 年 月分 | 社長 | 部長 | 課長 | 産業医情報提供 | 巡視者 |
| | | | | 月 日 | |

| 点検項目(良好○、要改善×) | | 巡視日時 | 日 ~ 時 | 日 ~ 時 | 日 ~ 時 | 日 ~ 時 | 日 ~ 時 |
|------------------------|-----------------------|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | 巡視場所 | | | | | |
| 管 1 理 体 制 衛 生 | 掲示物、標識などの掲示状態はよいか | | | | | | |
| | 作業主任者の職務状況はよいか | | | | | | |
| | メンタルヘルス推進担当者の職務状況はよいか | | | | | | |
| 2 作 業 環 境 | 温度は適切か | | | | | | |
| | 湿度はよいか | | | | | | |
| | ガス、粉じんが飛散していないか | | | | | | |
| | 照度はよいか | | | | | | |
| | 騒音はないか | | | | | | |
| | 作業スペース、通路幅はよいか | | | | | | |
| | 受動喫煙はないか | | | | | | |
| 3 清 潔 | 4Sはよいか | | | | | | |
| | 害虫はいないか | | | | | | |
| | ゴミの処理はよいか | | | | | | |
| | 更衣室、休憩室は清潔か | | | | | | |
| | 給湯室、冷蔵庫は清潔か | | | | | | |
| | 洗面所、便所は清潔か | | | | | | |
| | 書庫、倉庫は清潔か | | | | | | |
| 4 救 急 防 災 | 救急箱の管理、使用期限はよいか | | | | | | |
| | 防災用品の管理、使用期限はよいか | | | | | | |
| | 消火器の管理、使用期限はよいか | | | | | | |
| 5 保 護 具 | 適切に保護具を使用しているか | | | | | | |
| | 着用、交換の管理体制はよいか | | | | | | |

×の場合は裏面に詳細を記入すること

1 安全衛生委員会の解説

事業場の常時使用する労働者が 50 人以上の場合、委員会を設置し、月1回以上、労使が協力して職場の安全衛生問題を調査審議することが必要です。また、50 人未満の場合は職場会議などにより労働者の意見を聴く機会を設けることが必要です。(安衛法第 17～19 条、安衛則第 21～23 条の2)

林業、鉱業、建設業、製造業(木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業)、運送業(道路貨物運送業、港湾運送業)、自動車整備業、機械修理業、清掃業製造業(を除く)、運送業(を除く)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、
、 以外の業種

| | | | |
|---------|---------|---------|-------|
| 労働者数 | | | |
| 50 人未満 | 職場会議 | 職場会議 | 職場会議 |
| 50 人以上 | 安全衛生委員会 | 衛生委員会 | 衛生委員会 |
| 100 人以上 | | 安全衛生委員会 | |

安全衛生委員会議事録(例)

実施日 年 月 日

出席者 委員長
産業医 出・欠
事業者側委員
労働者側委員

内容量により行の高さを調整できるようにしておく

| 項目 | 審議内容 |
|--------------------|-------------|
| 危険防止、健康障害防止(パトロール) | |
| 労働災害 | |
| 安全衛生規程 | 安衛法に基づく付議事項 |
| リスクアセスメント | |
| 安全衛生計画 | |
| 安全衛生教育 | |
| 化学物質対策 | |
| 作業環境測定 | |
| 健康診断 | |
| 健康保持増進 | |
| 長時間労働 | |
| メンタルヘルス | |
| 労働基準監督署からの文書指導 | |
| その他 | |

当月に調査審議すべき議題がない項目は「対象なし」と記入

1 健康診断の解説

常時使用する労働者(パート等であっても週30時間以上就業する場合などは対象)に対し、以下の健康診断を実施することが必要です。また、**太字については**所轄労働基準監督署への結果報告が義務付けられています(は在籍労働者数が50人以上の場合、は対象者が1人でもいる場合に報告が必要です)。

■ 一般健康診断

雇入時の健康診断

雇い入れるときに実施する必要があります。

定期健康診断

1年以内ごとに1回実施する必要があります。

特定業務従事者の健康診断

- ・ 安衛則第13条第1項第2号の業務に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回実施するものです。
- ・ 代表的なものとして、深夜業(22時から翌朝5時までの時間帯に常態として週1回以上又は月4回以上)、強烈な騒音を発する場所、著しく寒冷な場所における業務があります。

海外派遣労働者の健康診断

6か月以上海外に派遣する労働者に対し、出国前及び帰国後に実施する必要があります。

給食従業員の検便

給食の業務に従事する労働者に対し、雇い入れの際又は当該業務への配置替えの際に実施する必要があります。

歯科医師による健康診断

労働安全衛生法施行令(安衛令)第22条第3項の業務(歯又はその支持組織に有害な物を発散する場所における業務)に常時従事する労働者に対し、雇い入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回実施する必要があります。

■ 特殊健康診断

じん肺健康診断 (じん肺健康診断実施の有無にかかわらず毎年12月末日現在の状況を翌年2月末迄に報告)

就業時健康診断 : 新たに常時粉じん作業に従事する労働者に対し、就業の際に実施する必要があります。

定期健康診断 : 常時粉じん作業に従事する労働者、現在は当該作業に従事していないが、過去に常時従事したことがある労働者に対し実施する必要があります。

| じん肺定期健康診断 | 管理区分 | 健康診断の頻度 |
|------------------------------|------|-----------|
| 現在従事している者 | 1 | 3年以内ごとに1回 |
| | 2・3 | 1年以内ごとに1回 |
| 過去に従事したことがあり、現在は他の作業に従事している者 | 2 | 3年以内ごとに1回 |
| | 3 | 1年以内ごとに1回 |

離職時健康診断 : 常時粉じん作業に従事している労働者又は過去に従事していた労働者が離職する場合、前回のじん肺健康診断から右表の期間欄以上の経過している場合に実施する必要があります。

| じん肺離職時健康診断 | 期間 |
|------------------|-------|
| 現在従事している管理1の者 | 1年6か月 |
| 現在従事している管理2・3の者 | 6か月 |
| 過去に従事していた管理2・3の者 | 6か月 |

有機溶剤健康診断

有機溶剤取扱い業務に常時従事する労働者を雇い入れる際、当該業務への配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回実施する必要があります。

鉛健康診断

鉛取扱い業務に常時従事する労働者を雇い入れる際、当該業務へ配置替えの際及びその後6か月（業務によっては1年）以内ごとに1回実施する必要があります。

四アルキル鉛健康診断

四アルキル鉛取扱い業務に常時従事する労働者を雇い入れる際、当該業務へ配置替えの際及びその後3か月以内ごとに1回実施する必要があります。

特定化学物質健康診断

- ・ 特定化学物質取扱い業務に常時従事する労働者を雇い入れる際、当該業務への配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回実施する必要があります。
- ・ 現在は当該業務に従事していないが、過去に当該業務に常時従事したことがある労働者に対し6か月以内ごとに1回実施する必要がありますが、物質によっては除外されています。

高気圧作業健康診断

高圧室内業務または潜水業務に常時従事する労働者に対し、雇い入れの際、当該業務へ配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回実施する必要があります。

電離放射線健康診断

放射線業務に従事する労働者で管理区域に立ち入る者に対し、雇い入れの際、当該業務へ配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回実施する必要があります。

石綿健康診断

- ・ 石綿等の製造、取扱い又は石綿粉じんが発散する場所における業務に常時従事する労働者に対し、雇い入れの際、当該業務へ配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回実施する必要があります。
- ・ 現在は当該業務に従事していないが、過去に当該業務に常時従事したことがある労働者に対し6か月以内ごとに1回実施する必要があります。

1 安全衛生教育、資格者への定期教育の解説

労働者を雇い入れた時、作業内容を変更した時は安全衛生教育を実施することが必要です。その他、危険、有害な業務に従事している者に対する5年ごとの定期教育等、各種教育が定められています。

| 対象者 | 種類 | 実施時期 | 教育等の内容 | 備考 |
|------------------------|--|---|--|---|
| 就業制限 | | | | |
| 就業制限業務に従事する者 | 免許、技能講習 (安衛法第61条) | 当該業務に初めて従事する時 | 免許試験、技能講習の受講等 | 安衛令第21条、安衛則第41条、第62条 |
| 職長教育 | | | | |
| 職長等の労働者を直接指導又は監督する者 | 職長教育 (安衛法第60条) | 当該業務に初めて従事する時 | 安衛則第40条に規定された事項 | 安衛令第19条 |
| 安全衛生教育 | | | | |
| 就業制限業務に従事している者 | 危険有害業務従事者教育 (安衛法第60条の2) | イ. 定期(おおむね5年ごとに) ロ. 随時(取り扱う設備等が新たなものになった時等) | 当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新の進展等に対応した事項 | 危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針(H1.5.22 安全衛生教育指針公示第1号)(以下「安全衛生教育指針」という。) |
| 特別教育を必要とする危険有害業務に従事する者 | [1]特別教育 (安衛法第59条第3項) | 当該業務に初めて従事する時 | 安全衛生特別教育規程に規定された事項 | 安衛則第36条 |
| | [2]危険有害業務従事者教育 (安衛法第60条の2) | イ. 定期(おおむね5年ごとに) 安全衛生教育指針 ロ. 随時(取り扱う設備等が新たなものになった時等) | 当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新の進展等に対応した事項 | 安全衛生教育指針 |
| 又はに準ずる危険有害業務に従事する者 | [1]特別教育に準じた教育 [2]危険有害業務従事者教育 (安衛法第60条の2) | 当該業務に初めて従事する時 イ. 定期(おおむね5年ごとに) ロ. 随時(取り扱う設備等が新たなものになった時等) | 当該業務に関して安全又は衛生のために必要な知識等 当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新の進展等に対応した事項 | 安全衛生教育指針 |

| 対象者 | 種類 | 実施時期 | 教育等の内容 | 備考 |
|---|----------------------------------|--|---|---|
| 及び の業務に従事する者並びにその 他の業務に従事する者 | [1]雇入時教育 (安衛法第59条 第1項) | 雇入時 | 安衛則第35条に 規定された事項 | |
| | [2]作業内容変更時教育 (安衛法第59条 第2項) | 作業内容変更 時 | 同上 | |
| | [3]健康教育 (安衛法第69 条) | 雇入時、定期、 随時 | 事業場におけるメンタルヘルス、治療と職業生活の両立を含めた健康の保持増進に関する事項 | 労働者の心の健康の保持増進のための指針(H18.3.31健康保持増進のための指針公示第3号)(以下「メンタルヘルス指針」という。)事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインについて(H28.2.23付け基発0223第5号)(以下「両立支援ガイドライン」という。) |
| 及びの 業務のうち車両系建設機械等の 運転業務に従事する者 | 危険再認識教育 | 当該業務に係る免許取得後若しくは技能講習修了後又は特別教育修了後おおむね10年以上経過した時 | 当該作業に対する危険性の再認識、安全な作業方法の徹底を図る事項 | |
| からまでの業務に従事する者及びからまでの業務以外の業務のうち作業強度の強い業務に従事する者 | 高齢時教育 | おおむね45歳に達した時 | 高齢者の心身機能の特性と労働災害に関すること、安全な作業方法・作業行動に関すること、健康の保持増進に関すること等の事項 | [1]高齢労働者の労働災害発生率の高い業務 [2]高所作業、重筋作業等作業強度の強い業務に従事する高齢労働者を対象とする。 |

H28.10.12「安全衛生教育及び研修の推進について」より抜粋し、加工

エイジフレンドリーガイドライン

(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



「令和3年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業や飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご活用ください。

補助金申請期間 令和3年6月11日～令和3年10月末日

対象となる事業者

次の(1)～(3)すべてに該当する事業者が対象です。

- (1) 高齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している
 (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業者

エイジフレンドリー

検索

| 業種 | | 常時使用する労働者数 | 資本金又は出資の総額 |
|--------|--|------------|------------|
| 小売業 | 小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業 | 50人以下 | 5,000万円以下 |
| サービス業 | 医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など | 100人以下 | 5,000万円以下 |
| 卸売業 | 卸売業 | 100人以下 | 1億円以下 |
| その他の業種 | 製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など | 300人以下 | 3億円以下 |

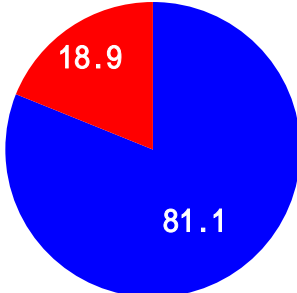
※ 労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

- (3) 労働保険に加入している

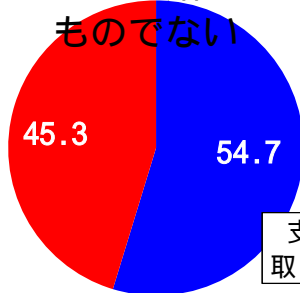
2 リスクアセスメント

| チェック事項 | ○× |
|---|----|
| リスクアセスメントは、作業ごとの危険性や有害性（リスク）を点数付け（アセスメント）し、あらかじめ必要な措置を検討する一連の流れであることを知っていますか | |
| リスクアセスメントは、既にある作業標準書や、労働災害事例、ヒヤリハット事例を活用して取り組むことができるため、一から始める必要がないことを知っていますか | |
| リスクアセスメントに簡単に取り組むことができる「実施支援システム」が、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」に掲載されていることを知っていますか | |
| リスクアセスメントは労働安全衛生法第 28 条の 2、第 57 条の 3 に基づいて取り組む必要があることを知っていますか | |
| リスクアセスメントを実施する体制を整備していますか（責任者、作業ごとの担当者など） | |
| リスクアセスメントを適切に実施するため、担当者に教育を行っていますか | |
| 作業の流れに沿い、ケガが発生する可能性がある事例を洗い出していますか (フォークリフト作業の例：始業前点検 乗り込む キーを挿入して始動させる・・・フォークリフトから降りる という一連の作業ごとにケガが起こりえる事例を考える。基本として、一つの作業で複数の事例を探し出す。) | |
| 作業の頻度や重篤度（死亡、骨折、かすり傷）などを組み合わせて点数付けして、リスクレベルを出していますか | |
| リスクレベルを下げるために作業の廃止や代替化、安全対策の実施、作業方法の変更などを検討し、計画的に改善していますか | |
| 労働者への教育や、労働者に気を付けて作業させるなど、労働者任せの対策で点数やリスクレベルを下げていませんか (リスクレベルを下げるのが目的ですが、無理に下げるとは危険に蓋をすることになります。残ったリスクは残存リスクとして適切に管理しましょう。) | |
| 対象となる機械設備や危険作業（高所作業）などが残っているにもかかわらず重篤度の点数を下げていませんか（一般的に重篤度は下がりにくいと言われています） | |
| 作業者に残存リスクを定期的に教育していますか（繰り返し教育や作業状況のチェックが重要です。) | |
| リスクアセスメントの実施にかかる年間計画表（月や週ごと）を作成し、すべての作業を計画的に実施していますか | |
| 月 1 回の安全衛生委員会（職場会議）でリスクアセスメントを審議していますか | |
| 年 1 回はリスクレベルを下げるための対策を再検討し、点数付けをやり直していますか | |
| 化学物質を取り扱っていますか（×の場合は次ページに進んでください） | |
| 化学物質の安全データシート（SDS）を知っていますか | |
| 化学物質の購入時、その後 1 年程度ごとに SDS の改定状況を確認していますか | |
| 化学物質の危険性（爆発、火災など）を点数付けして、リスクレベルを出していますか | |
| 化学物質の有害性（中毒、ガンなど）を点数付けして、リスクレベルを出していますか | |
| 化学物質について、上記、 太枠 の措置を実施していますか | |
| 安全な化学物質への代替化を積極的に行っていますか | |
| 「法規制がない」ことが安全な化学物質と考えていませんか (有害性が高いにもかかわらず法規制が追い付いていない場合もあります。有害性は SDS で判断しましょう。なお、SDS に知見なしやデータなしと記載がある場合は、有害情報が明らかでない場合を含んでいることに留意しましょう) | |
| 「水性」であることが安全な化学物質と考えていませんか（溶剤に水を使うことが水性であり、水性＝安全ではありません。有害性は SDS で判断しましょう。) | |

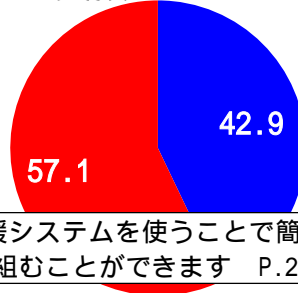
点数付け



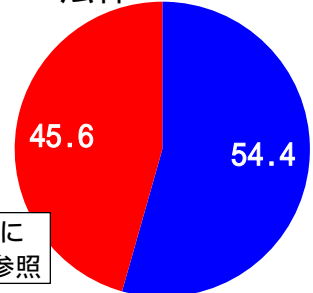
一から始める
ものでない



支援システム

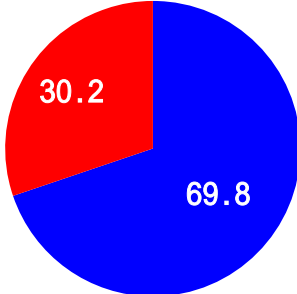


法律

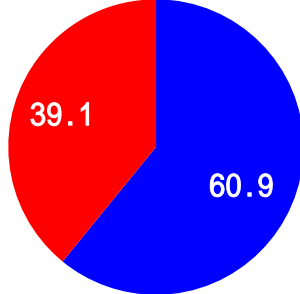


支援システムを使うことで簡単に
取り組むことができます P.21 参照

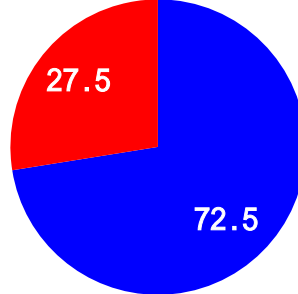
実施体制



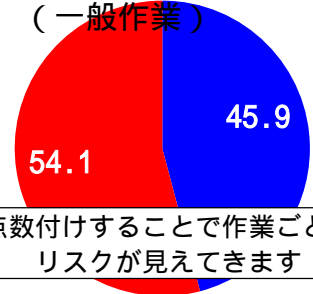
教育



事例の洗い出し

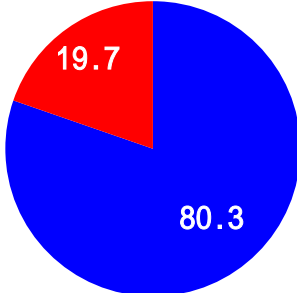


リスクレベル
(一般作業)

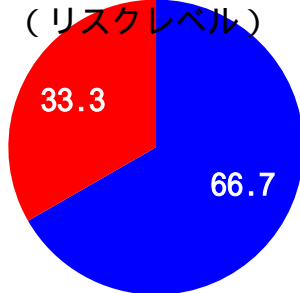


点数付けすることで作業ごとの
リスクが見えてきます

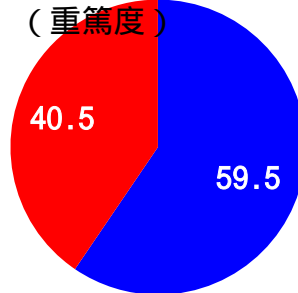
計画的な改善



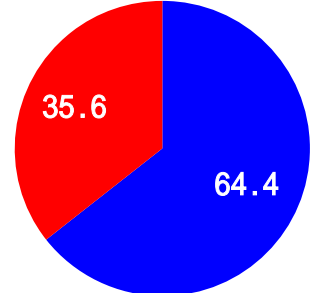
適切な点数付け
(リスクレベル)



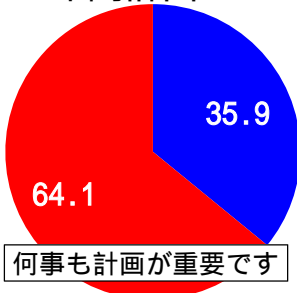
適切な点数付け
(重篤度)



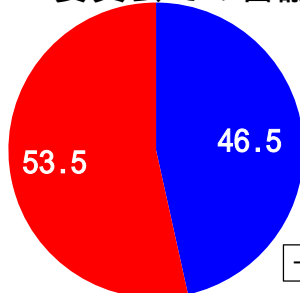
残存リスク教育



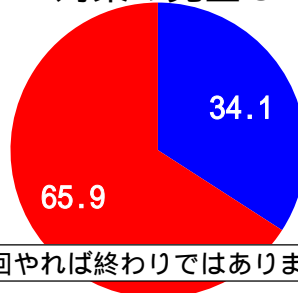
年間計画



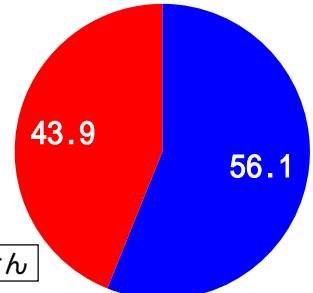
委員会での審議



対策の見直し



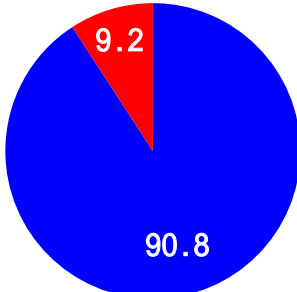
化学物質の取扱い



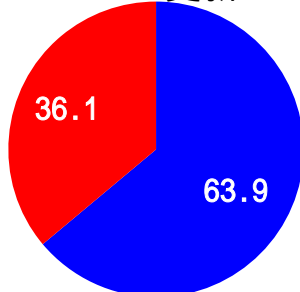
何事も計画が重要です

一回やれば終わりではありません

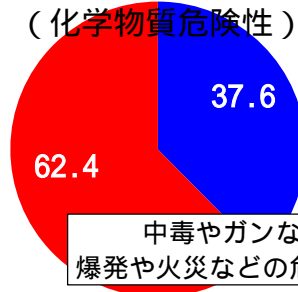
S D S



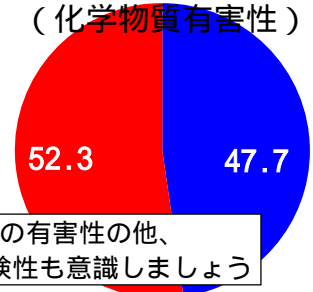
S D S 更新



リスクレベル
(化学物質危険性)

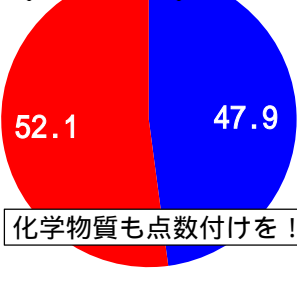


リスクレベル
(化学物質有害性)

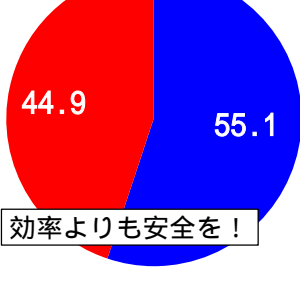


中毒やガンなどの有害性の他、
爆発や火災などの危険性も意識しましょう

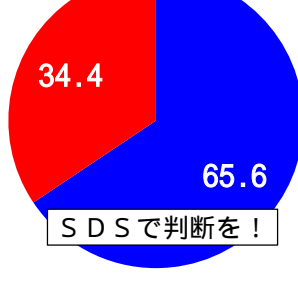
適切な点数付け
(化学物質)



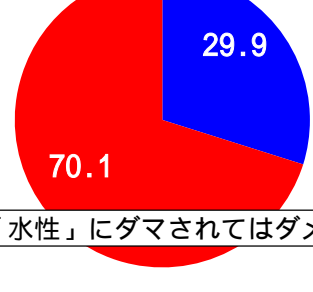
化学物質の代替化



法規制がない



水性



化学物質も点数付けを！

効率よりも安全を！

S D S で判断を！

「水性」にダマされてはダメ！

2 リスクアセスメントの解説

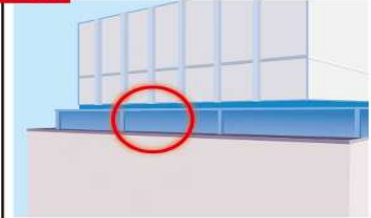
作業の危険性又は有害性を特定してリスクレベルを判定し、リスクに応じた除去策、低減策を検討して、その結果を記録する一連の手法をいいます。事業場で過去に発生した労働災害事例、ヒヤリハット事例、KY活動、作業標準書などを活用しながら支援システムで取り組みましょう。また、リスクレベル判定後は、災害発生前に積極的に対策を講じましょう。(安衛法第28条の2、第57条の3)

リスクアセスメントとは

職場の潜在的な危険性、有害性を見つけ出し、**事前に対策を講じる手法**です。これまでの事後対策(何かが起きてから取り組む)と違い、事前対策(何かが起きる前に取り組む)とされています。

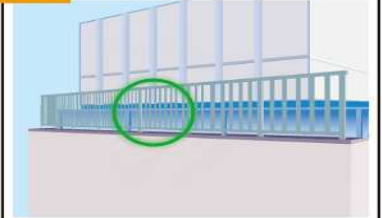
右がリスクアセスメントに取り組んだ事例です。

対策前



●タンクの点検時、ここから墜落の危険性があった。

対策後



●墜落防止柵を設置した。

| 危険性・有害性 | リスク見積もり・評価 | | | | | リスクレベル |
|---------------------------|------------|---------------|--------------|-------|---------|--------|
| | 作業頻度 | 発生の可能性 設備的 | 発生の可能性 人的 | けがの程度 | リスクポイント | |
| コンクリート槽上部を点検中、足を踏み外し墜落する。 | 1 | 6 | 2 | 7 | 16 | III |

| 危険性・有害性 | リスク見積もり・評価 | | | | | リスクレベル |
|---------------------------|------------|---------------|--------------|-------|---------|--------|
| | 作業頻度 | 発生の可能性 設備的 | 発生の可能性 人的 | けがの程度 | リスクポイント | |
| コンクリート槽上部を点検中、足を踏み外し墜落する。 | 1 | 1 | 2 | 7 | 11 | II |



職場のあんぜんサイト

あんぜんさいと 検索

HOME お問合せ サイトマップ 検索

労働災害統計

労働災害事例

各種教材・ツール

化学物質

各種教材・ツールのトップへ

動画教材

- 企業種共通
 - 安全衛生視覚教材 (11か国語)
 - VR教材
 - 転倒・腰痛防止 (日本語)
- 建設業
 - 作業の種類別 (11か国語)
 - 災害の種類別 (4か国語)
 - 災害の種類別 (日本語)
 - 低層住宅建築工事対象 (非言語) 安全教材
- その他の業種
 - 介護業
 - ビルクリーニング業
 - 素材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業
 - 自動車整備業
 - 航空業
 - 宿泊業
 - 飲食品製造業
 - 外食業
 - 農業
 - 漁業
 - 造船・船用工業

その他の教材資料・ツール

- 安全衛生関係リーフレット等一覧
- 安全衛生キーワード
- リスクアセスメント実施支援システム
- フルハーネス型墜落制止用器具 (日本語)
- フルハーネス型墜落制止用器具 (英語)
- フルハーネス型墜落制止用器具 (日本語ショートバージョン)

リスクアセスメントの実施支援システム

小規模事業場を対象として建設業、製造業、サービス業、運輸業(30種類の作業・業種別に)リスクアセスメントの実施を支援します。

初めての方へ
使用する際の
留意事項

製造業、サービス業、運輸業

建設業

製品組立作業

マトリクスを用いた方法
解説

熱処理事業

マトリクスを用いた方法
解説

溶接作業

マトリクスを用いた方法
解説

成形作業

木材加工作業

塗装作業

労働災害事例

各種教材・ツール

化学物質

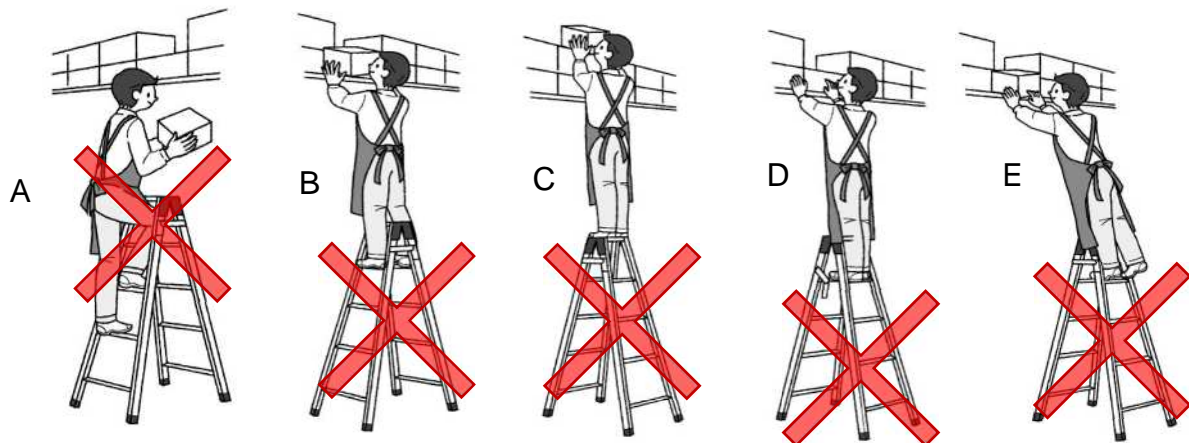
- GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報
- GHS対応モデルラベル作成法
- 化学物質のリスクアセスメント実施支援
- その他の情報はこちら

3 階段からの転落対策



| チェック事項 | ○× |
|--|----|
| 階段の両側に手すりを設置していますか | |
| 手すりを持つように表示していますか | |
| 踏み面の先端を着色し境界を目立たせていますか | |
| 踏み面の先端にすべり止めを取り付けていますか | |
| 階段の中央に線を引き、昇降方向を表示していますか | |
| 照度は確保されていますか | |
| 手荷物は手すりを持つことができる量ですか | |
| スリッパなどの脱げやすいもの、靴底がすり減っているものを履いていませんか | |
| 雨などで濡れる場所は屋根を付ける、吸水マットを敷くなどの対策を行っていますか | |

4 脚立からの墜落対策

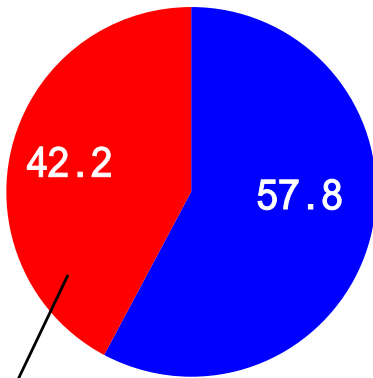


| チェック事項 | ○× |
|---|----|
| A 荷物を持って昇降していませんか | |
| B 天板を跨(また)いでいませんか(片側に乗って下肢を脚立に当て安定させる。跨いだ場合、脚立ごと倒れそうになった時に脚立から足が抜けません。) | |
| C 天板や一番上の踏みさんに立っていませんか | |
| D 開き止めは両側とも使用していますか | |
| E 脚立から体を乗り出していませんか | |
| 高所の場合、ヘルメット(墜落時保護用の表示があるもの)を着用させていますか | |
| 特に守らせたいルールを脚立に表示していますか(A4サイズの紙(ラミネート加工が望ましい)に大きな文字で簡潔に書き、天板から紐でぶら下げる。) | |
| メーカーの仕様書に沿って定期点検していますか | |

3 階段からの転落災害防止の点検結果

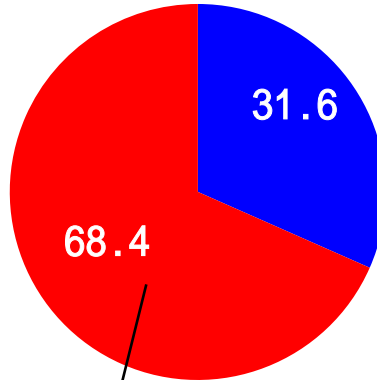


手すり設置



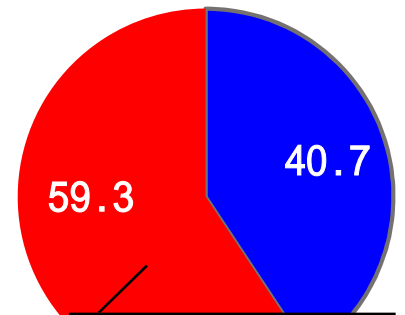
手すりの高さは75~80cmですか？
高くても低くても問題アリ
手すりと踏み面の間から墜落のおそれがある場合は中さんを取り付けましょう

表示



コロナ対策を講じながら
手すりを持つように表示
しましょう

着色

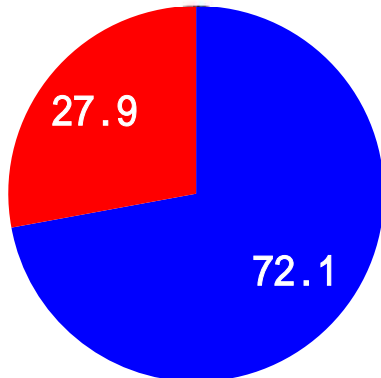


誰もが見やすい配色に
しましょう

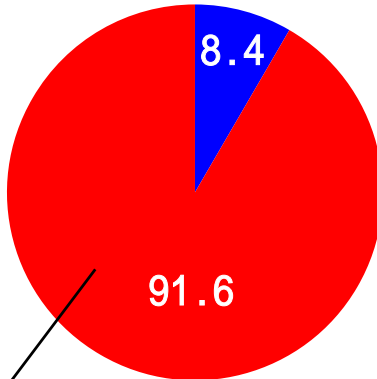
高齢者 見やすい色 [検索](#)

カラーユニバーサルデザイン [検索](#)

すべり止め

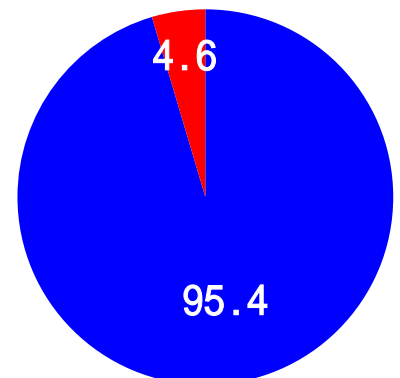


中央線

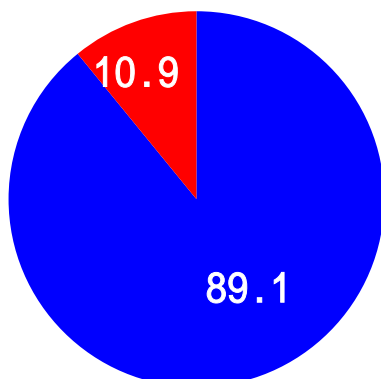


下り方向の幅をせまくすると恐怖心が高まり
転落災害防止の効果が高いと言われています

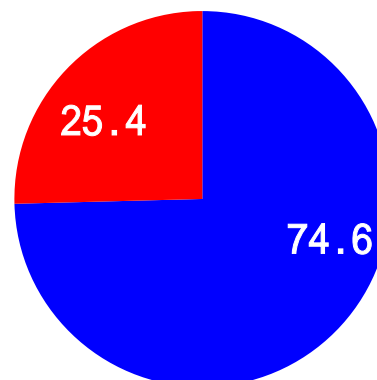
照度



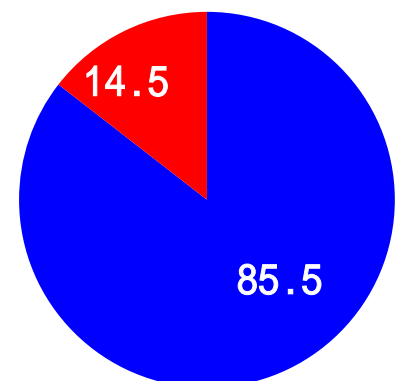
手荷物



はきもの



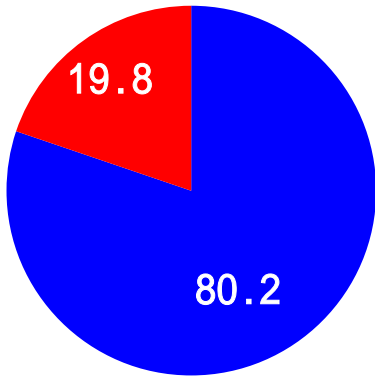
水



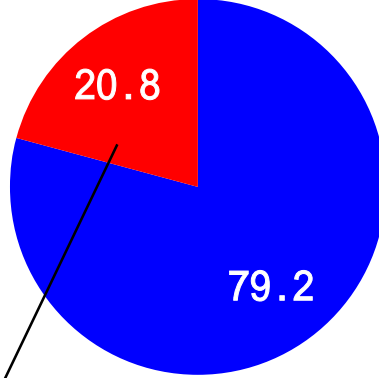
4 脚立からの墜落災害防止の点検結果



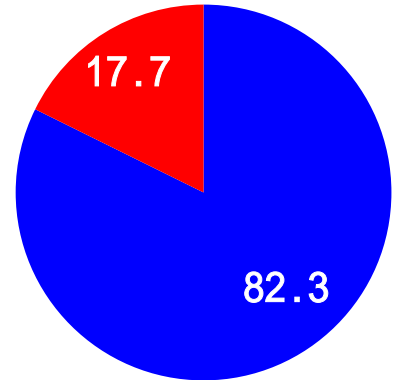
荷物を持つ



天板を跨(また)ぐ

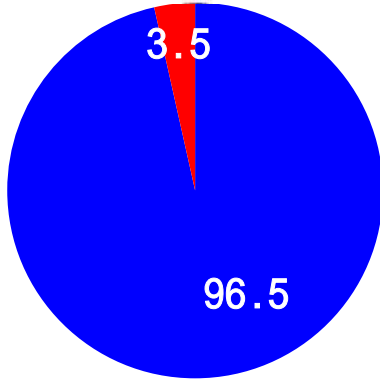


天板に立つ

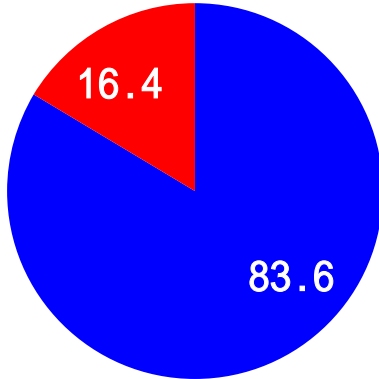


跨いだ場合、脚立が倒れそうになった時に脚立から足が抜けません

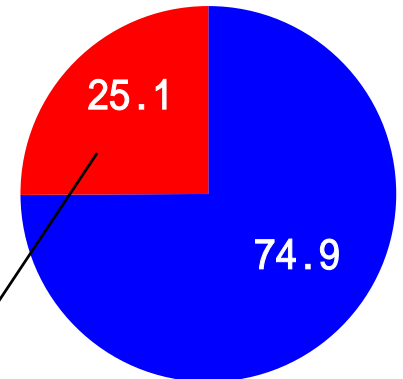
開き止め



体を乗り出す



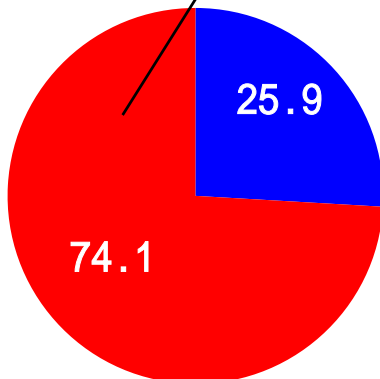
ヘルメット



ヘルメットの内側を覗いてください
「墜落時保護用」の表示がありますか？

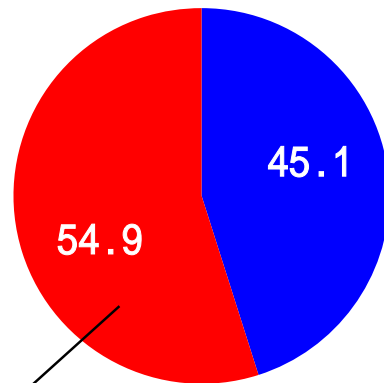
使う人が見ないと効果ナシ
脚立の両面から目立つ大きさで！

表示



ヘルメット着用
2人作業！

点検



安全に使用するためには定期点検が重要です

はしご・脚立による労働災害を防止しましょう

はしご・脚立からの墜落・転落災害が近年多発しており、死亡や半身不随等の重大な労働災害も発生しています。

はしご・脚立を使用する場合は以下の対策を徹底しましょう。

はしごの安全な使用方法のポイント

(労働安全衛生規則第 527 条など)

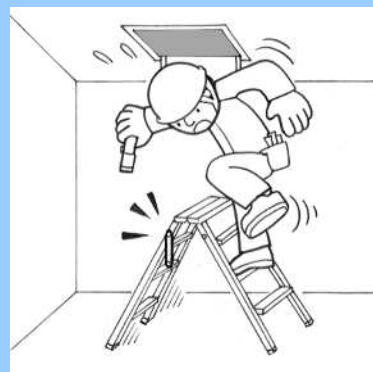
- はしごは、丈夫な構造で、幅が 30cm 以上あり、著しい損傷、腐食等がないものを使用すること。
- はしごの上部を建物に固定し、脚部はすべり止めマットを敷いて転位を防止すること。なお、上部、脚部を固定できないときは補助者が支えること。
- はしごの上端は建物の最上部から 60cm 以上突き出すこと。
- はしごの角度は水平面に対して 75 度程度とすること。
- はしごの上部に安全ブロックを取り付け、安全帯（墜落制止用器具）を使用して昇降すること。
- 保護帽を着用し、あごひもを確実に締めること。（保護帽内部に「墜落時保護用」の表示があり、耐用年数を過ぎていないもの、点検で異常がないものを使用。）
- はしごに向かって昇降し、背を向けたり、横を向かないこと。
- 手に工具や材料を持って昇降せず、はしごの踏み棧を両手でつかむこと。
- はしご上での作業時は、体を乗り出す等、無理な姿勢で行わないこと。
- 通路に面した場所では、監視人がカラーコーン等で囲いを設け、通行者が接触することを防ぐこと。



脚立の安全な使用方法のポイント

(労働安全衛生規則第 528 条など)

- 脚立は、丈夫な構造で、著しい損傷、腐食等がないものを使用すること。
- 脚と水平面との角度を保つための開き止めを使用すること。
- 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有するものを使用すること。
- 工具や材料を持ったまま昇降しないこと。
- 天板に乗らないこと。天板を跨(また)がないこと。
- 保護帽を着用し、あごひもを確実に締めること。（保護帽内部に「墜落時保護用」の表示があり、耐用年数を過ぎていないもの、点検で異常がないものを使用。）
- 2 m 以上の脚立は極力使用しないこと。やむを得ず使用する場合は、安全帯を使用し、堅固なものにフックを掛けること。



5 激突対策

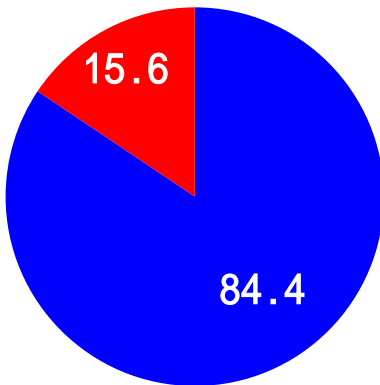


| チェック事項 | ○× |
|---------------------------|----|
| 前方が見えないほど高く積み上げていませんか | |
| 不意の場合にも止まれる速度で運んでいますか | |
| 台車はメーカーの仕様書に沿って定期点検していますか | |

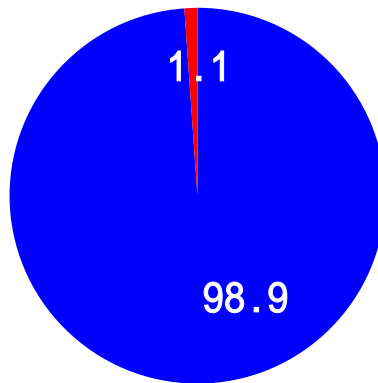
5 点検結果



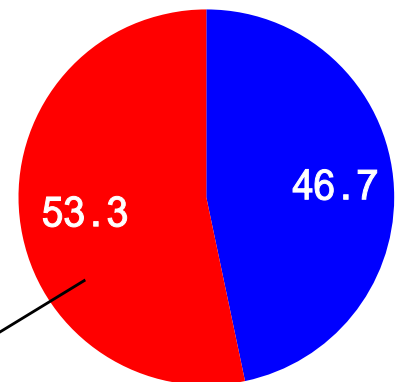
積み上げ高さ



速度



点検



安全に使用するためには定期点検が重要です

6 転倒対策

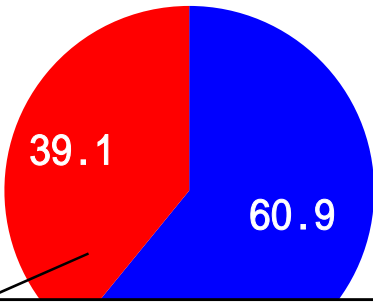


| チェック事項 | ○× |
|---|----|
| 雇入れ時及びその後定期的に転倒予防教育を行っていますか | |
| 安全通路、事務所の通路に物を置いていませんか | |
| 水、油、粉類が放置されていませんか | |
| 転倒しやすい場所はその要因を取り除く、すべり止めテープを貼るなどの対策を講じていますか | |
| 照度は確保されていますか | |
| 転倒しやすい場所に注意標識を掲示していますか | |
| 事業場内の危険・注意箇所を示した転倒災害防止マップを作成し、周知していますか | |
| ポケットに手を入れたまま歩くこと、書類や画面を見ながら歩くことを禁止していますか | |
| ストレッチ体操や転倒予防運動を取り入れていますか | |
| 作業靴は作業場所に応じた耐滑性を有していますか | |
| 靴のサイズは合っていますか | |
| 靴の重心が前にありませんか | |
| 靴の劣化、靴底の溝を定期点検していますか | |

6 転倒災害防止の点検結果

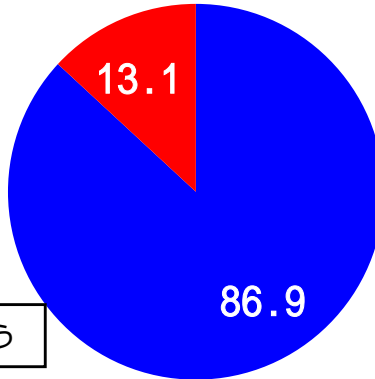


教育

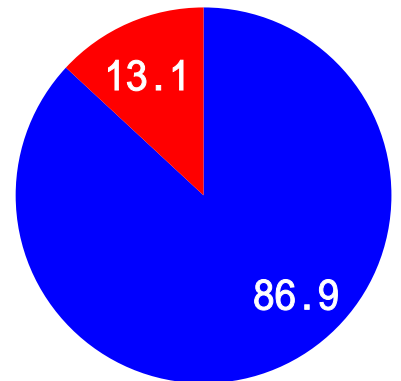


定期に実施することで意識を高めましょう

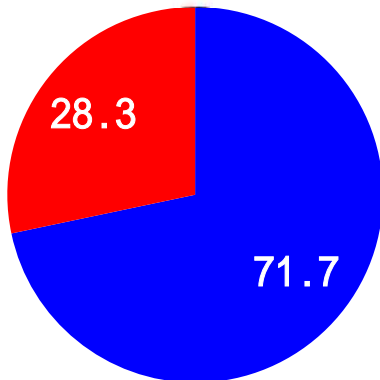
障害物



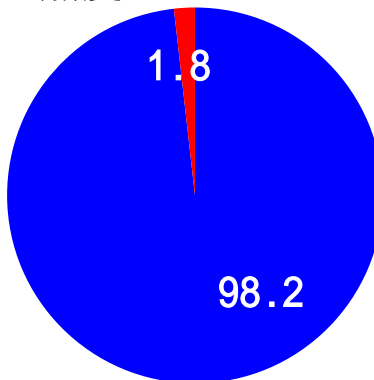
清掃



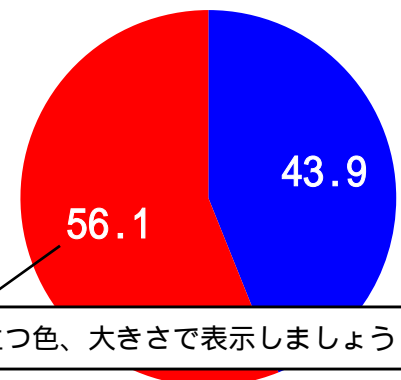
すべり止め



照度

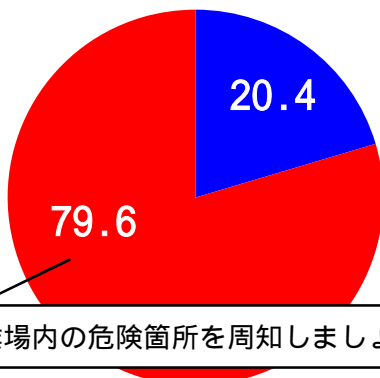


表示



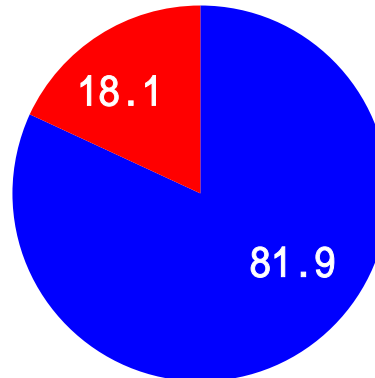
目立つ色、大きさで表示しましょう

危険マップ

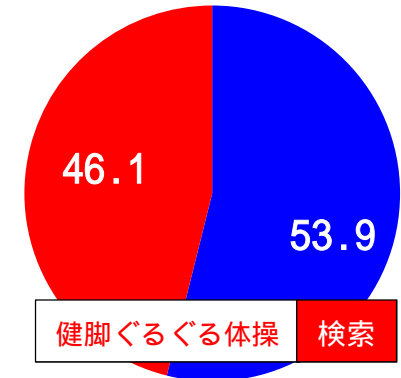


事業場内の危険箇所を周知しましょう

禁止事項

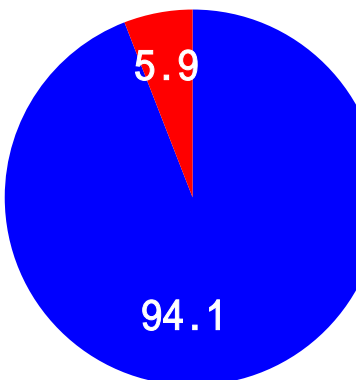


体操

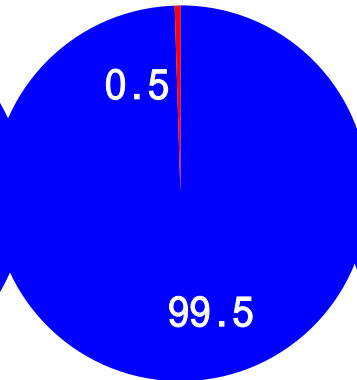


健脚ぐるぐる体操 検索

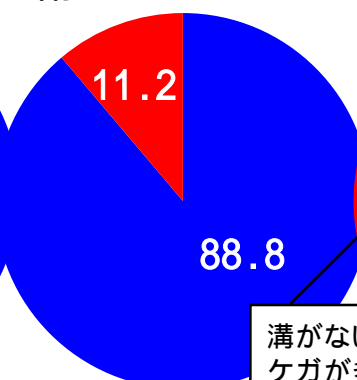
靴のすべり



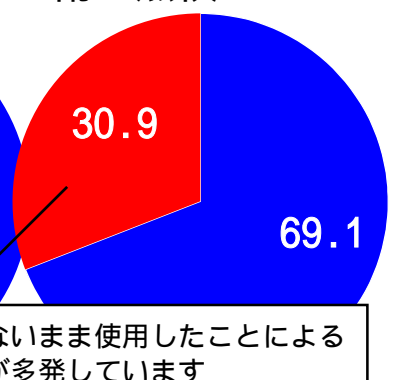
靴のサイズ



靴の重心



靴の点検



溝がないまま使用したことによるケガが多発しています

福岡労働局STOP！転倒災害

～みんなで取り組む転倒対策～

【取組期間 令和3年6月～令和4年2月】

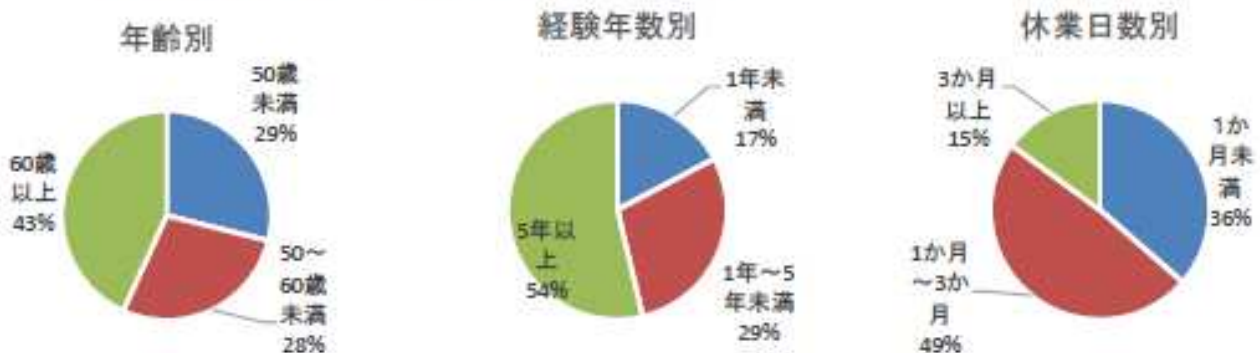
1 転倒災害の発生状況

令和2年における転倒災害の発生件数は1,320件と前年と比較し114件(9.5%)増加しており、また、平成27年以降増減を繰り返しているものの、全労働災害の20%強を占めています。



2 転倒災害の特徴

高齢者の比率が高く、経験年数が長い方の被災も多く、被災者の多くが1か月以上の休業を余儀なくされています。



3 取り組みの必要性

- ・ 転倒災害とは滑ったり躓いたりして転ぶことを指しますが、事故の型別では最も多い災害であり、休業日数も長くなる傾向があること。
- ・ 日常生活でも起こりうる基本的な災害であり、転倒災害防止の取り組みが日常生活の安全にもつながること。
- ・ 基本的な災害であることから、原因と対策の検討を行うことで災害防止の取り組みに対する基礎知識が得られること。

具体的な取り組み内容は裏面に

4 取り組むべき内容

(1) 安全管理体制を整備しましょう

取り組みを行うためには、事業主が率先して取り組むことは勿論、安全面の知識を持つ方が中心となり組織的な取り組みを行う必要があります。

(労働者数10名以上50名未満の事業場は安全衛生推進者(安全推進者、衛生推進者)、50名以上は安全管理者の選任が必要です。)

(2) 事業場内の危険箇所を把握しましょう

過去の災害事例や、労働者の方々からヒヤリハット事例を収集するなどにより、転倒災害の危険箇所等の把握に努めます。

(3) 把握した危険への対策を検討し、実行しましょう

(2)で把握した危険に対する対策を検討し、その対策を実行します。

(対策の検討は(1)で選任した方のみで行うのではなく、労働者数50名以上の事業場では安全衛生委員会、それ以外の事業場でも複数で検討することが必要です。)

(4) 定期的に点検を行い、対策が守られているか確認しましょう

毎月1日～7日までの間を対策が守られているか点検する期間とし、チェックリスト等作成し点検しましょう。

(点検作業は一部の担当者のみで行うのではなく、当番制にするなど全員が参加できる手法を講じることが効果的です。)

※ 点検の際使用するチェックリストを作成する際は以下の表を参考にしてください。

| セーフティチェック項目 | | ✓ |
|-------------|--|--------------------------|
| 1 | 通路、階段、出入口に物を放置していませんか | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 転倒を予防するための教育を行っていますか | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 作業靴は、作業内容に適した耐滑性があり、かつ、サイズが合うものを選んでいませんか | <input type="checkbox"/> |
| 6 | ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか | <input type="checkbox"/> |
| 7 | 段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起していますか | <input type="checkbox"/> |
| 8 | ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか | <input type="checkbox"/> |
| 9 | ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか | <input type="checkbox"/> |

5 その他

転倒災害は高齢者に多いことから、これらの方々に対する対策も必要です。以下のQRコードから関係資料をご覧ください、参考としてください。

・ エイジフレンドリー対策指針

厚生労働省が示している高齢労働者対策を取りまとめた資料になります。

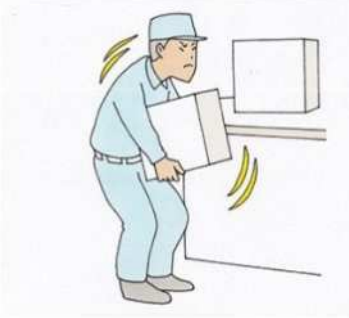


・ 福岡労働局公式YouTubeチャンネル

転倒災害に関する動画等がありますので参考にしてください



7 腰痛対策

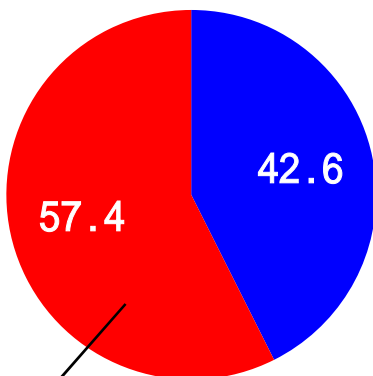


| チェック事項 | ○× |
|--|----|
| 雇入れ時及びその後定期的に腰痛予防教育を行っていますか | |
| 腰痛予防体操を取り入れていますか | |
| 人力で運搬を行う場合の制限荷重を定めていますか（作業者の性別、年齢、体格などに応じて定める） | |
| 長時間立ったままの作業を行わせていませんか | |
| 長時間座ったままの作業を行わせていませんか | |
| クッション性のある作業靴、座席、椅子を使用させていますか | |

7 点検結果

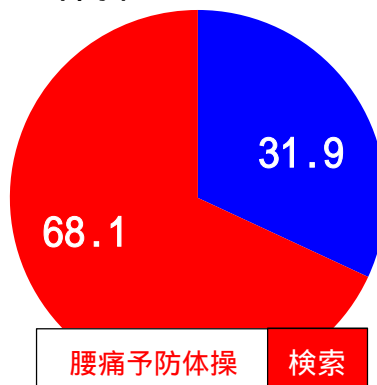


教育



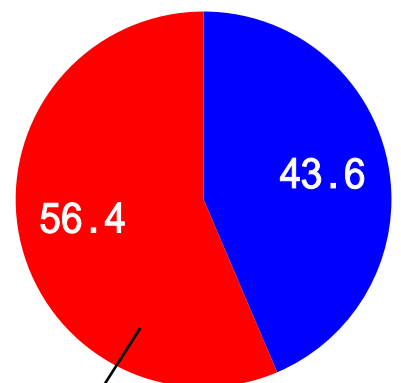
定期に実施して意識を高めましょう
P.32 参照

体操



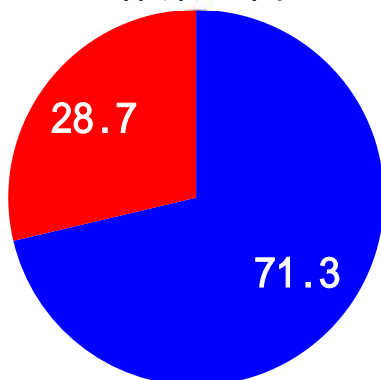
腰痛予防体操 検索

重さ制限

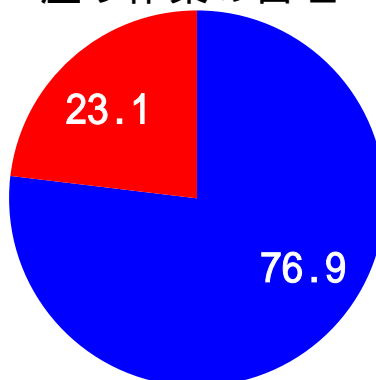


P.33 参照

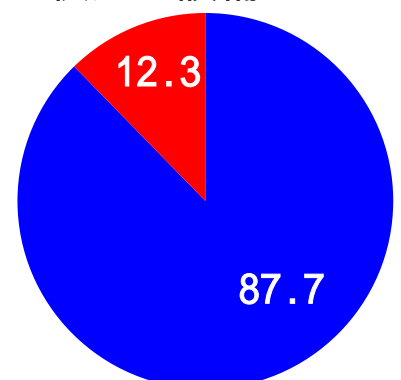
立ち作業の管理



座り作業の管理



快適な設備



立ち続ける作業、座り続ける作業は腰痛の原因となります P.33 参照

職場での腰痛を予防しましょう！

「腰痛予防対策指針」による予防のポイント

腰痛は、休業4日以上職業性疾病の6割を占める労働災害となっています。厚生労働省では「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、重量物を取り扱う事業場などへの啓発・指導を行ってきましたが、平成25年6月に、適用範囲を福祉・医療分野における介護・看護作業全般に広げるなど、改訂を行いました。

このパンフレットは、指針の主なポイント、腰痛の発生が比較的多い作業についての対策をまとめたものです。

皆さまの事業所での腰痛予防対策に、ぜひ、お役立てください。

指針の主なポイント

<労働衛生管理体制>

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業・作業環境・健康の3つの管理と労働衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。

また、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入して、腰痛予防対策の推進を図ることも有効です。



<リスクアセスメント>

リスクアセスメントは、それぞれの作業内容に応じて、腰痛の発生につながる要因を見つけ出し、想定される腰部への負荷の程度、作業頻度などからその作業のリスクの大きさを評価し、リスクの大きなものから対策を検討して実施する手法です。

<労働安全衛生マネジメントシステム>

リスクアセスメントの結果を基に、予防対策の推進についての「計画 (Plan)」を立て、それを「実施 (Do)」し、実施結果を「評価 (Check)」し、「見直し・改善 (Act)」するという一連のサイクル (PDCAサイクル) により、継続的・体系的に取り組むことができます。

労働衛生教育のポイント [指針]

■ 労働衛生教育

重量物の取り扱い作業、同一姿勢での長時間作業、不自然な姿勢を伴う作業、介護・看護作業、車両運転作業などに従事する作業者に対しては、その作業に配置する際やその後、必要に応じて、腰痛予防のための労働衛生教育を実施する。

[教育内容]

- ・ 腰痛の発生状況、原因（腰痛が発生している作業内容・環境、原因など）
- ・ 腰痛発生要因の特定、リスクの見積もり（チェックリストの作成、活用方法など）
- ・ 腰痛発生要因の低減措置（発生要因の回避、軽減を図るための対策）
- ・ 腰痛予防体操（職場でできるストレッチの仕方など）

■ 心理・社会的要因に関する留意点

上司や同僚のサポート、腰痛で休むことを受け入れる環境づくり、相談窓口の設置など、組織的な取り組みを行う。

■ 健康の保持増進のための措置

腰痛予防には日頃からの健康管理も重要。十分な睡眠、禁煙、入浴による保温、自宅でのストレッチ、負担にならない程度の運動、バランスのとれた食事、休日を利用した疲労回復・気分転換などが有効。

腰痛予防に併せ、情報機器作業（旧：VDT作業）ガイドラインも定められています



- 机とイスの高さが合っている
- ディスプレイの上端が目線より下にある
- ディスプレイと目の距離が 40 cm 以上ある
- 楽な姿勢
- × 長時間の座り作業は腰への負担が大きい

情報機器作業 検索

- 身長と机の高さが合っている
- ディスプレイの上端が目線より下にある
- ディスプレイと目の距離が 40 cm 以上ある
- 楽な姿勢
- × 長時間の立ち作業は腰への負担が大きい



- ディスプレイと目の距離が 40 cm 以上ある
- × 机とイスの高さが合っていない
- × ディスプレイの上端が目線にある
- × 上肢が窮屈な姿勢
- × 長時間の座り作業は腰への負担が大きい

作業別 腰痛予防対策

腰痛の発生が比較的多い作業については、個別の腰痛予防対策を示します。

1 重量物取り扱い作業

- ・重量物の取り扱い作業については、機械による自動化や台車・昇降装置などの使用による省力化を図る。
- ・機械を使わず人力によってのみ作業をする場合の重量は、男性（満18歳以上）は体重のおおむね40%、女性（満18歳以上）は、男性が取り扱う重量の60%程度とする。
- ・荷物は、適切な材料で包装し、確実に持つことができるようにし、取り扱いを容易にする。重量はできるだけ明示する。

2 立ち作業

- ・不自然な姿勢での作業とならないよう、作業機器や作業台は、作業者の体格を考慮して配置する。
- ・長時間立ったままでの作業を避けるため、他の作業を組み合わせる。
- ・1時間に1・2回程度の小休止・休息を取らせ、屈伸運動やマッサージなどを行わせることが望ましい。
- ・床面が硬い場合は、立っているだけでも腰に負担がかかるので、クッション性のある靴やマットを利用して、負担を減らすようにする。

3 座り作業

- ・椅子は、座面の高さ、奥行き寸法、背もたれの寸法・角度、肘掛けの高さなど、作業者の体格に合ったものを使用させる。
- ・不自然な姿勢での作業とならないよう、作業対象物は、肘を伸ばして届く範囲内に配置する。
- ・床に座って行う作業は、股関節や仙腸関節（脊椎の根元にある関節）などに負担がかかるため、できるだけ避けるようにする。

4 福祉・医療分野等における介護・看護作業

- ・リスクアセスメントを実施し、合理的・効果的な腰痛予防対策を立てる。
- ・人を抱え上げる作業は、原則、人力では行わせない。福祉用具を活用する。
- ・定期的な職場の巡視、聞き取りなどを行い、新たな負担や腰痛が発生していないか確認する体制を整備する。

5 車両運転等の作業

- ・建設機械、フォークリフト、農業機械の操作・運転による激しい振動、トラック、バス・タクシーなどの長時間運転では、腰痛が発生しやすくなるので、座席の改善、運転時間の管理を適切に行い、適宜、休憩を取らせるようにする。
- ・長時間運転した後に重量物を取り扱う場合は、小休止や休息、ストレッチを行った後に作業を行わせる。

8 熱中症対策

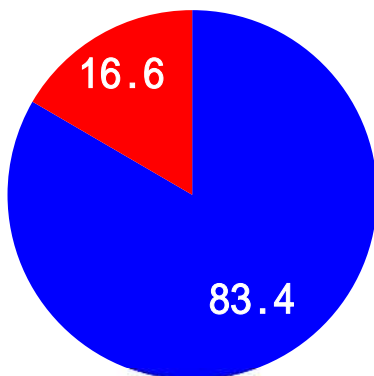


| チェック事項 | ○× |
|-------------------------------------|----|
| 毎年、春頃に熱中症の危険性、予防対策を教育していますか | |
| 体調不良者が発生した場合の対応策を教育していますか | |
| 作業開始前、その後定期的に暑さ指数（WBGT 値）を把握していますか | |
| 作業開始前、その後定期的に体調チェックを行っていますか | |
| 暑さ指数を下げるための設備を導入していますか | |
| 暑さ指数が高い日は休憩回数を増やし、体調回復後に作業を再開していますか | |
| 水分、塩分を準備し、定期的に摂取させていますか | |
| 涼しい休憩場所を確保していますか | |
| 一人作業を行わせる場合は異常を把握できる体制を整えていますか | |

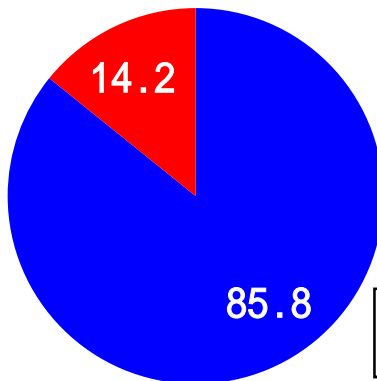
8 点検結果



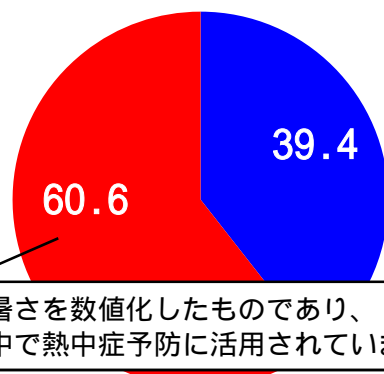
危険性教育



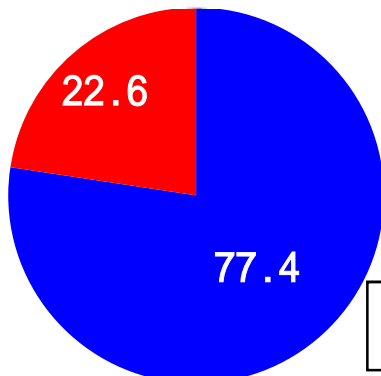
発症時対策の教育



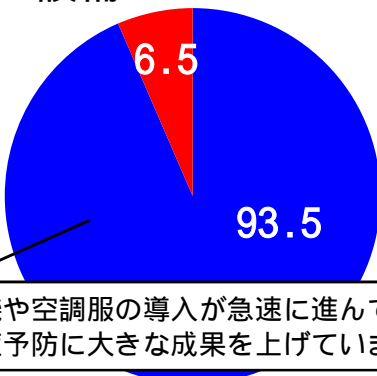
WBGT値



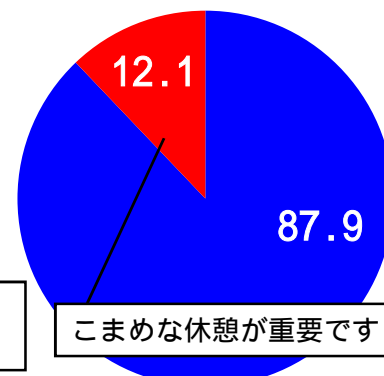
体調チェック



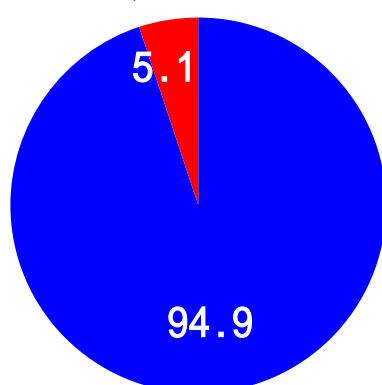
設備



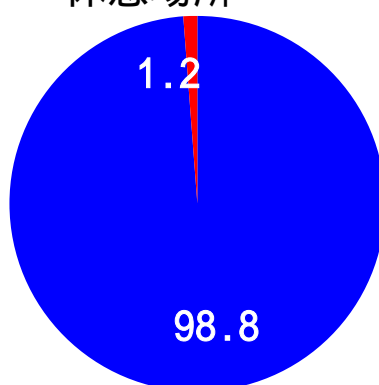
休憩回数



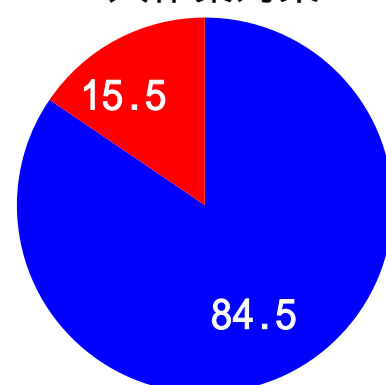
水分、塩分補給



休憩場所



一人作業対策



STOP! 熱中症

令和3年5月～9月

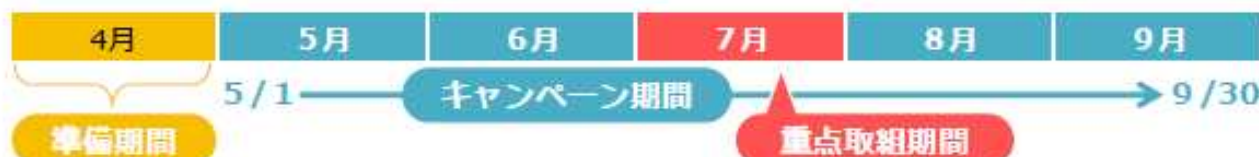
クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —


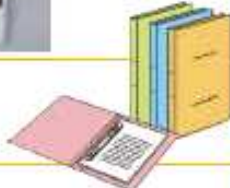





職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約1,000人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう!

| 準備期間（4月1日～4月30日） | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> WBGT値の把握の準備 | JIS規格「JIS B 7922」に適合した WBGT指数計 を準備しましょう。  |
| <input type="checkbox"/> 作業計画の策定など | WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。  |
| <input type="checkbox"/> 設備対策・休憩場所の確保の検討 | 簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方法 を検討しましょう。また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。  |
| <input type="checkbox"/> 服装などの検討 | 通気性の良い作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。  |
| <input type="checkbox"/> 教育研修の実施 | 熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょ。迷わず救急車を呼びましょう!  |
| <input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立 | 衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者 の選任も行いましょう。  |
| <input type="checkbox"/> 緊急時の措置の確認 | 体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。  |

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

□ WBGT値の把握








JIS規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

| | | | |
|--------------------------|-------------------|---|---|
| <input type="checkbox"/> | WBGT値を下げるための設備の設置 | 準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。 |  |
| <input type="checkbox"/> | 休憩場所の整備 | 休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。 |  |
| <input type="checkbox"/> | 通気性の良い服装など | 準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。 |  |
| <input type="checkbox"/> | 作業時間の短縮 | WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。 | |
| <input type="checkbox"/> | 熱への順化 | 暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り 、 1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。特に、 入職直後 や 夏季休暇明け の方は注意が必要です！ |  |
| <input type="checkbox"/> | 水分・塩分の摂取 | のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。 | |
| <input type="checkbox"/> | ブレイキング | 休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。 | |
| <input type="checkbox"/> | 健康診断結果に基づく措置 | ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。 |  |
| <input type="checkbox"/> | 日常の健康管理など | 前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。 |  |
| <input type="checkbox"/> | 労働者の健康状態の確認 | 作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。 |  |

STEP
3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- WBGT値の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

□ 異常時の措置

～少しでも異常を感じたら～

- ・ **いったん作業を離れる**
- ・ **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- ・ **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

重点取組期間（7月1日～7月31日）



- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、病院に搬送しましょう。



9 交通労働災害対策

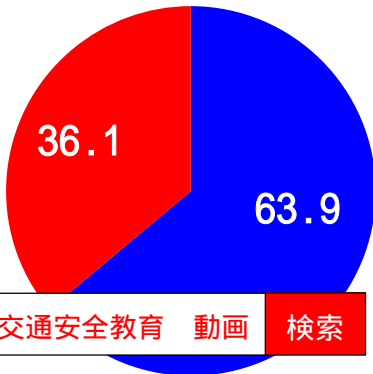


| チェック事項（業務の運転だけでなく、通勤も対象としてください） | ○× |
|--|----|
| 雇入れ時及びその後定期的に交通労働災害防止教育を行っていますか | |
| 交通労働災害防止担当管理者を選任していますか | |
| 車両の定期点検、走行前点検を行っていますか | |
| 適正な労働時間の管理、運転時間の管理を行っていますか | |
| 体調が悪いときは運転をさせていませんか | |
| 交通KY（危険予知）訓練を行っていますか | |
| 異常気象や道路通行止めなどの際に運転者をあわてさせる指示を出していませんか | |
| 安全運転ポスターの掲示、安全運転者に対する表彰などによる意識高揚を図っていますか | |
| 事故発生地点、ヒヤリハット事例、交通規則順守地点等を示した交通安全情報マップを作成し、運転前に確認させていますか | |

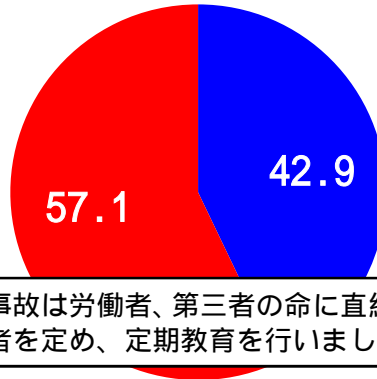
9 点検結果



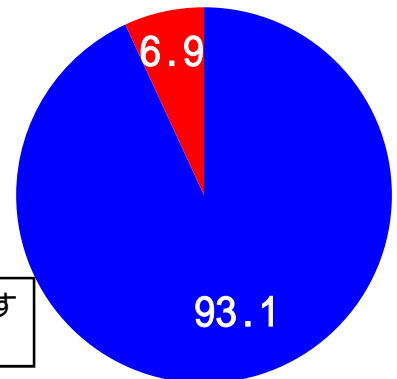
教育



担当管理者



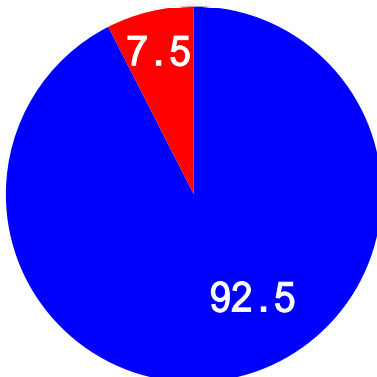
車両点検



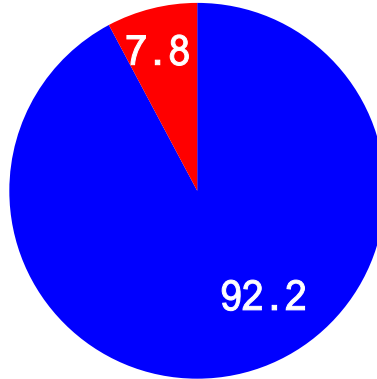
交通安全教育 動画 検索

交通事故は労働者、第三者の命に直結します
担当者を定め、定期教育を行いましょ

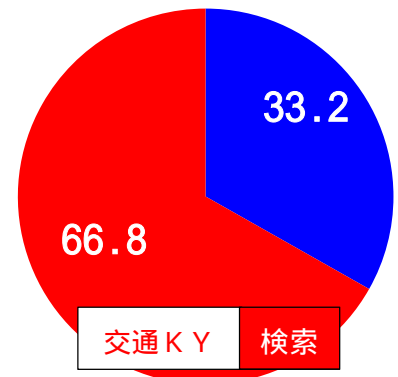
時間管理



体調チェック

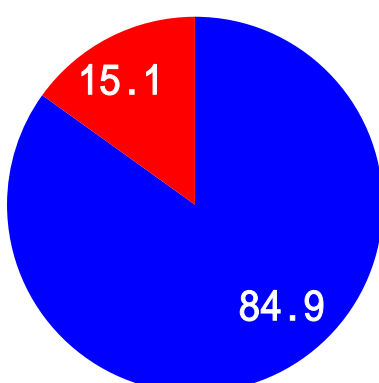


交通KY

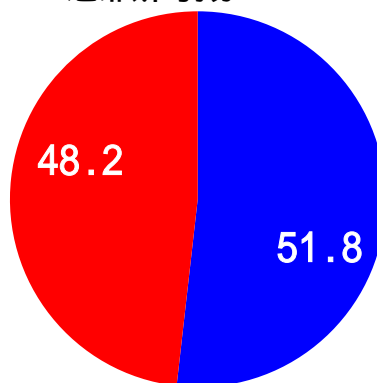


交通KY 検索

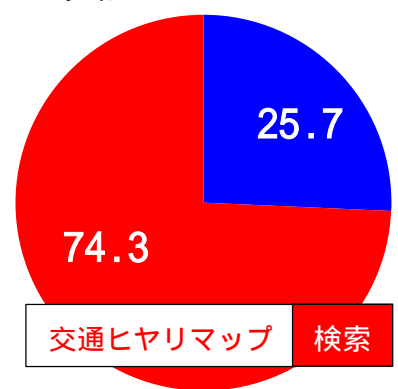
適切な指示



意識高揚



交通マップ



交通ヒヤリマップ 検索

交通労働災害防止のためのガイドライン

管理体制等

- ・交通労働災害防止担当管理者を選任し、役割・責任・権限を定めましょう。
- ・目標を設定し、達成に向けた労働時間の管理・教育を含む安全衛生計画を作成しましょう。
- ・安全委員会などで調査・審議しましょう。

適正な労働時間等管理・走行管理

- ・改善基準を守り、適正な計画によって運転者の十分な睡眠時間等の確保に配慮した労働時間を管理しましょう。
- ・走行の開始・終了や経路、走行時に注意を要する箇所的位置等について計画を作成しましょう。
- ・疲労、飲酒等で安全な運転ができないおそれがないか乗務開始前に点呼し、記録しましょう。

教育の実施

- ・雇入れ時教育、日常の教育、交通危険予知訓練を実施しましょう。
- ・教育指導の受講者、試験の合格者に対して、運転業務を認める認定制度を導入しましょう。
- ・交通事故は見通しの悪い交差点や交差点付近で発生しているため、多段階停止（法定順守の停止、相手へ発見してもらう停止、自分で確認する一時停止）を実施しましょう。

交通労働災害防止に対する意識の高揚

- ・ポスターの掲示、表彰制度災害防止大会を開催し、運転者の意識高揚を図りましょう。
- ・交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）を作成し、活用しましょう。

健康管理

- ・雇入れ時健康診断、定期健診、特定業務健診を確実に実施し、所見が認められた場合は、「健康診断結果に基づく事業者がすべき措置に関する指針」に基づき対応しましょう。
- ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者については、面接指導と共に、労働時間の短縮などの適正な対応をしましょう。
- ・作業の合間は、ストレッチなど運転時の疲労回復・腰痛防止に努めましょう。

その他

- ・自動車は、定期的、走行前に必要な点検を実施しましょう。
- ・車両は、セーフティサポートカー（先進安全技術載車両）を採用しましょう。



H20.4.3 基発第 0403001 号「交通労働災害防止のためのガイドライン」H30.6.1 改正

運送業に対する荷主、配送先、元請け等による配慮が必要です

荷主等の事情による、直前の貨物の増量による過積載運行を防止しましょう。

到着時間の遅延が見込まれる場合、改善基準告示を守った安全運行が確保されるよう、到着時間の再設定、ルート変更を行いましょ。

改善基準告示に違反し、安全な走行ができない可能性が高い発注をしないようにしましょ。

荷積み・荷卸し作業の遅延で予定時間に出発できない場合、到着時間を再設定しましょ。

H25.3.25 基発 0325 第 1 号「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

10 メンタルヘルス、過重労働対策

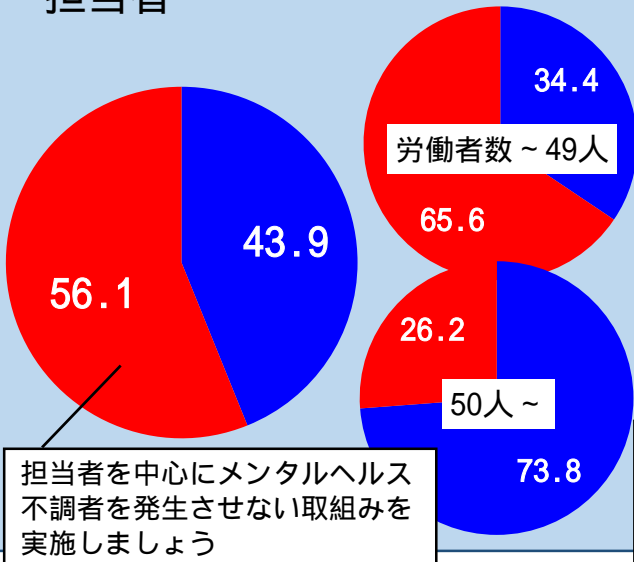


| チェック事項 | ○× |
|--|----|
| メンタルヘルス推進担当者を選任していますか | |
| 心の健康づくり計画を策定していますか | |
| メンタルヘルス対策の基本である4つのケアを推進していますか | |
| ストレスチェックを導入していますか | |
| 時間外・休日労働は月45時間以内ですか | |
| 時間外・休日労働が月80時間超の労働者に医師による面接指導を実施していますか | |
| 福岡産業保健総合支援センター、地域産業保健センターの業務内容を知っていますか | |
| メンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」で労働者が直接相談できることを周知していますか | |

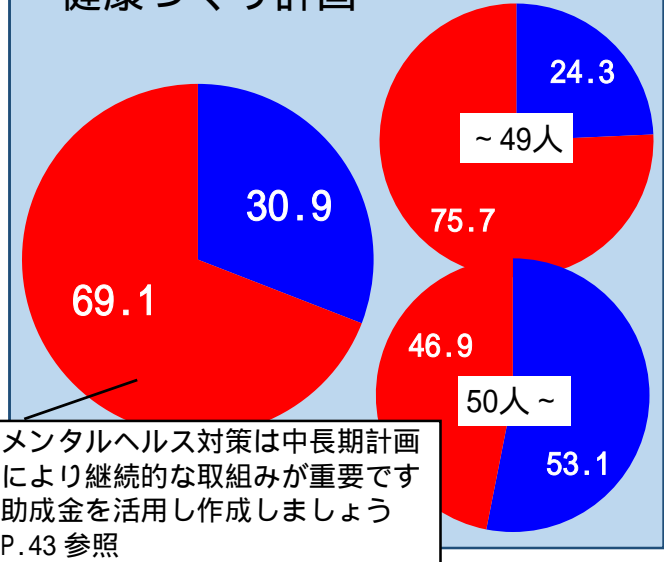
10 点検結果

×

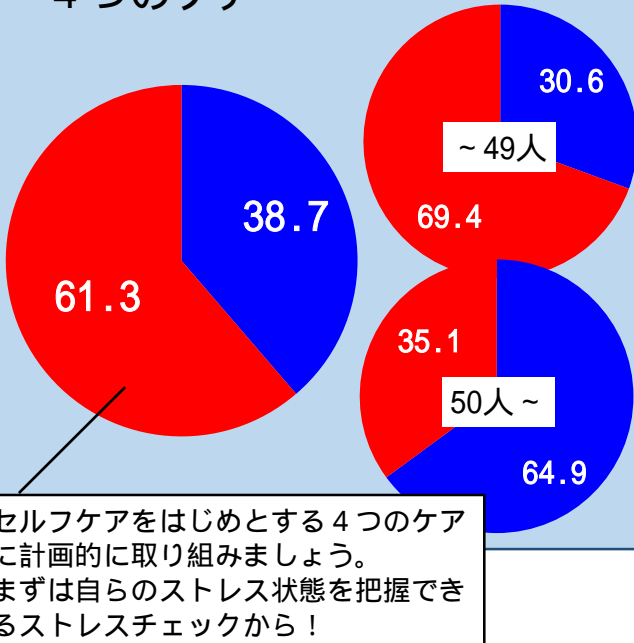
担当者



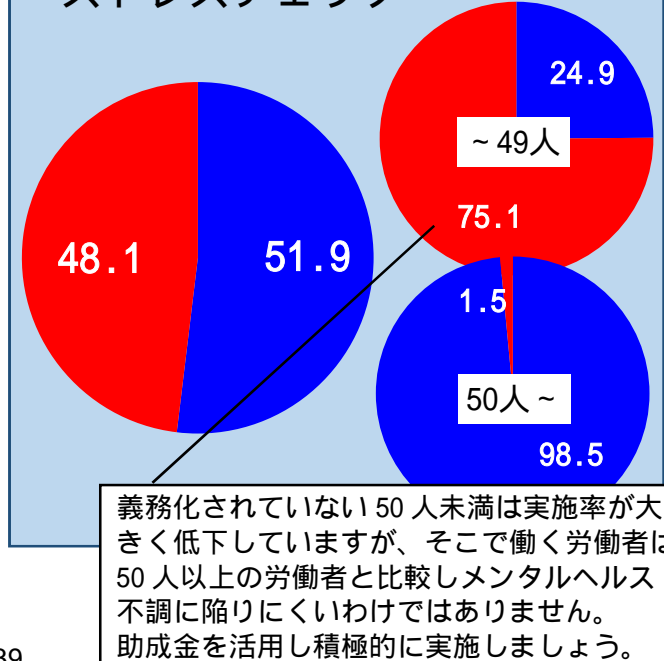
健康づくり計画

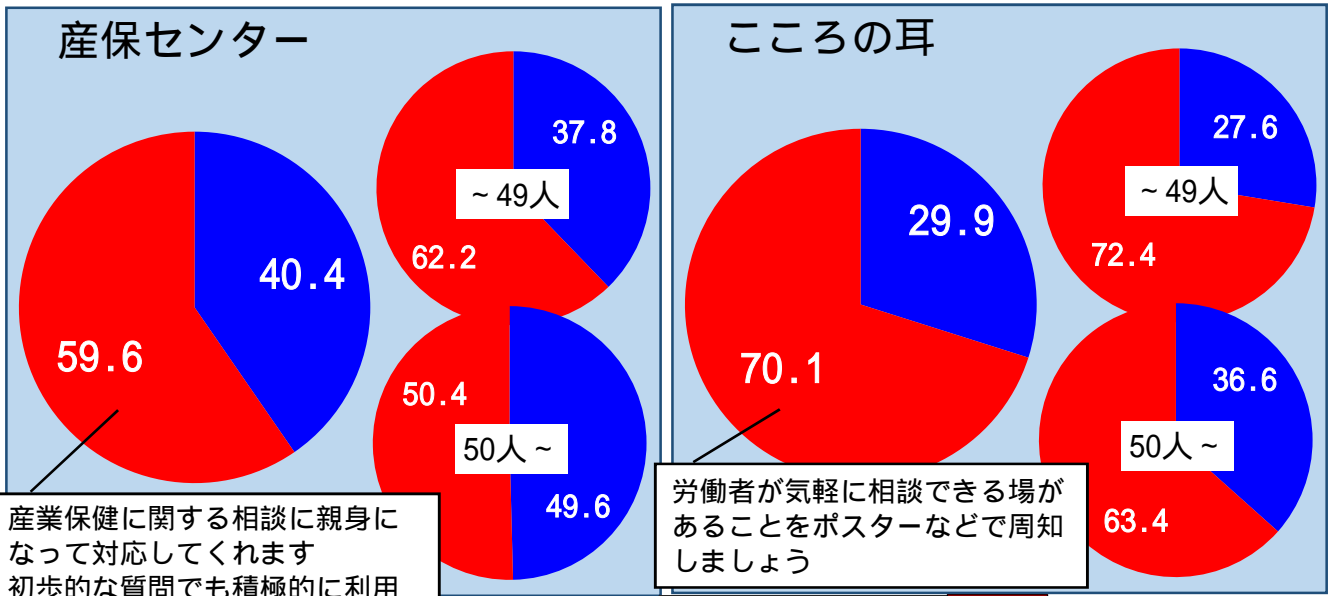
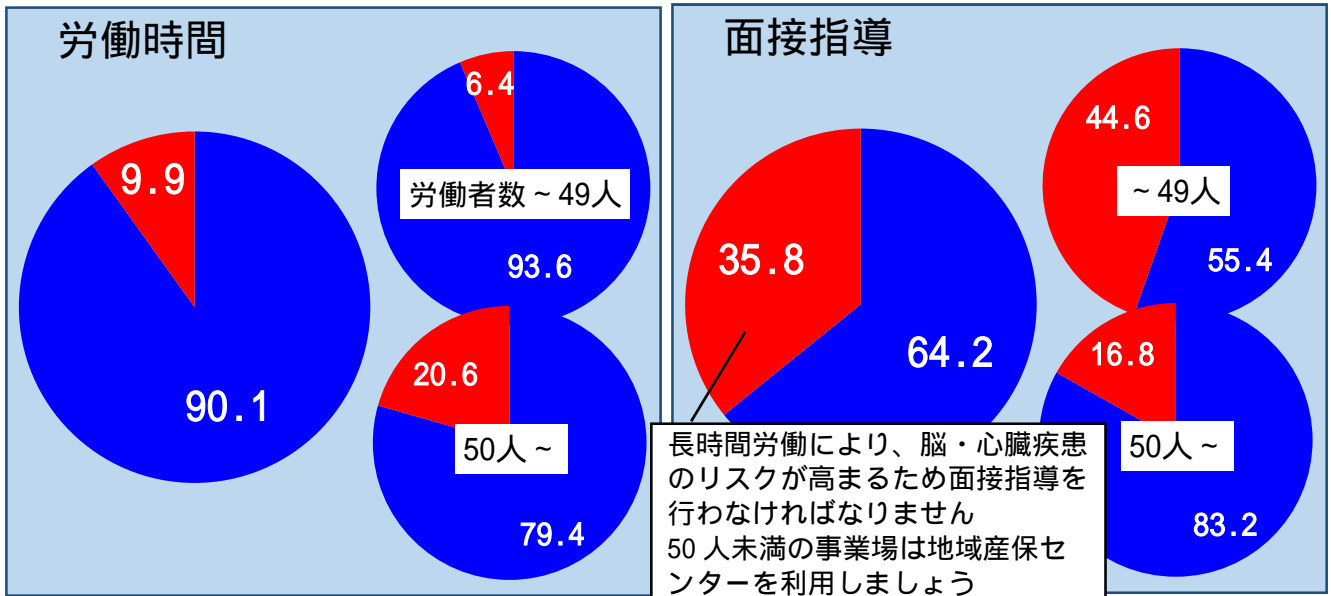


4つのケア



ストレスチェック





こころの耳ポスター 検索

メンタルヘルスケアに取り組みましょう。

1 メンタルヘルス対策を始めましょう

- 事業者には、積極的に労働者の心の健康の保持増進を図ること(メンタルヘルス対策)が求められています。(労働契約法第5条、労働安全衛生法第69条)
- 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(メンタルヘルス指針)に基づき、各事業場の実情に応じた、実施可能なものから、メンタルヘルス対策に取り組むことが重要です。

2 メンタルヘルス対策の進め方

事業場の代表者がメンタルヘルス対策を積極的に推進することを表明しましょう。
また、右の4つのケアを行うことにより、職場環境等の改善、メンタルヘルス不調者への早期対応、職場復帰の支援等が行われるようにしましょう。

1 セルフケア
労働者自身がストレスに気づき、これに対処すること。

2 ラインによるケア
労働者と日常的に接する管理監督者が、心の健康に関して職場環境の改善や労働者に対する相談対応を行うこと。

3 スタッフによるケア
事業場内産業保健スタッフ等がセルフケア及びラインによるケアが効果的に実施されるように労働者及び管理監督者に対する支援を行うこと。

4 事業場外資源によるケア
地域医療機関や福岡産業保健総合支援センター等の機関から必要な情報の提供や助言を受けること。

47 か所

全ての都道府県

産業保健総合支援センター (さんぼセンター)

産業保健スタッフ向けサービス

さんぼセンターでは、産業保健活動に携わる産業医、保健師、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健に関する研修や、専門的な相談への対応などの支援を行なっています。

専門的相談対応



個別訪問支援による
メンタルヘルス対策



働く人の健康管理に関する
情報提供



専門的研修等



治療と仕事の
両立支援



事業主・労働者に対する
セミナー



全国

350 か所

概ね労基署ごと

地域産業保健センター (地さんぼ)

小規模事業場向けサービス

地さんぼでは、労働者数50人未満の、小規模事業場の事業主やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

健康診断の結果について医師からの
意見聴取



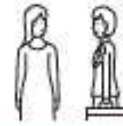
長時間労働者や
高ストレス者に対する
面接指導



労働者の「こころ」と「からだ」の
健康管理に関わる
相談



専門スタッフによる
個別訪問指導



地さんぼの利用には事前の申し込みが必要です。
※指定産業医(企業内の事業場の産業保健活動について定期的に指導を行なう産業医)がいる小規模事業場は支援対象外となります。
利用回数には制限があります。
詳しくは、最寄りの地さんぼもしくはさんぼセンターへお問い合わせください。



さんぼセンターへのご相談は「全国統一ナビダイヤル」



0570-038046

このナビダイヤルを利用することにより、最寄りのさんぼセンターに着信します。

地さんぼへのご相談は

[詳しくはこちらから](#)

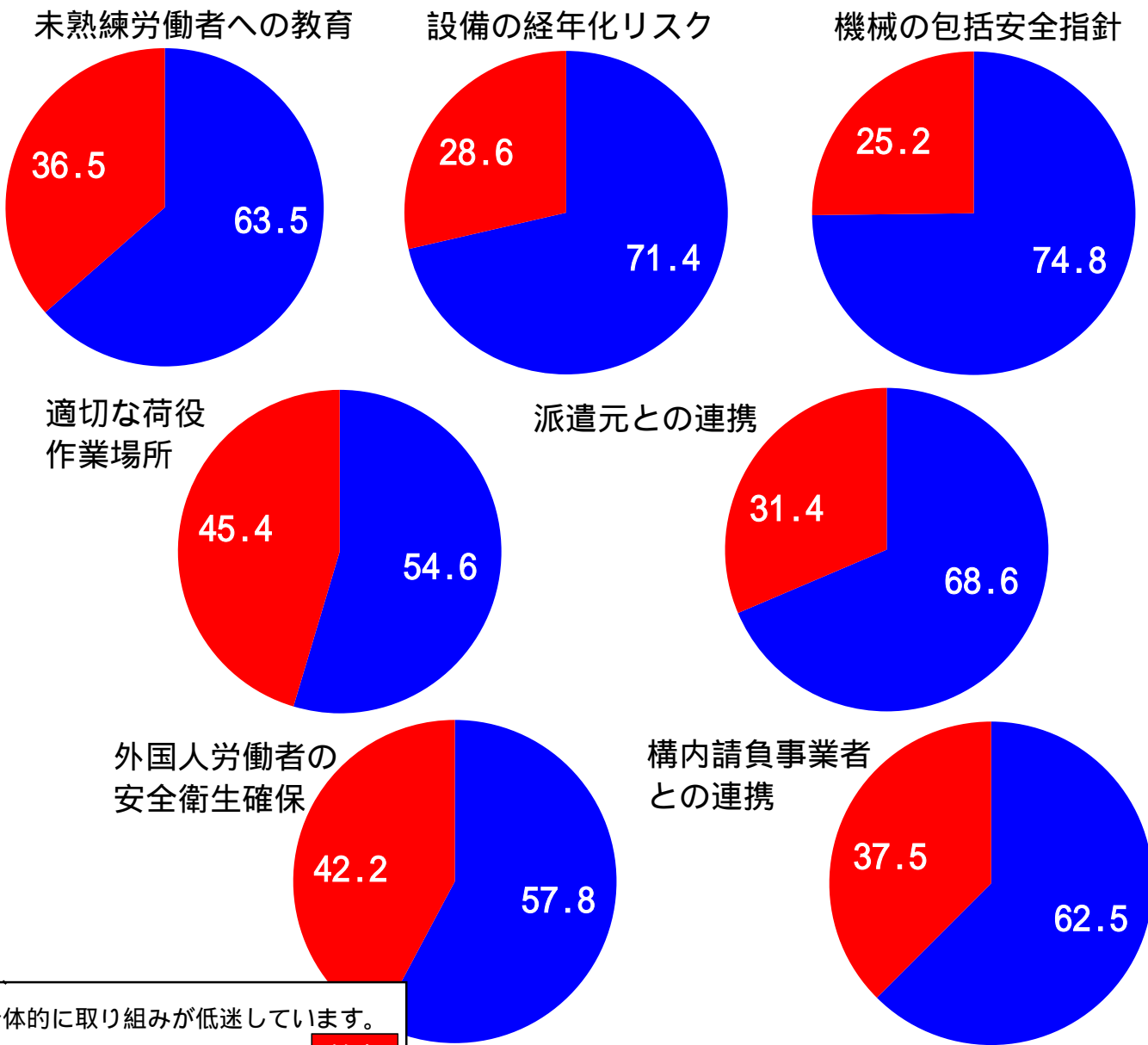
最寄りのさんぼセンターにお問い合わせいただくか、さんぼセンターのホームページをご覧ください。



11 製造業に関するその他の対策

| チェック事項 | ○× |
|--|----|
| 『製造業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル』に基づき、すべての未熟練労働者に適切な教育を行っていますか | |
| 『設備の経年化による労働災害リスクと防止対策』に基づき、経年化設備による労働災害防止のための設備及び管理面の対策を行っていますか | |
| 『機械の包括的な安全基準に関する指針』に基づき、機械設備を原因とする労働災害防止に取り組んでいますか | |
| 運送事業者が出入りする場合、『陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン』、『荷役作業場所のチェックリスト』に基づき、適切な作業環境を作っていますか | |
| 派遣労働者が在籍する場合、『派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について』に基づき、派遣元及び派遣先の適切な役割分担と連携を行っていますか | |
| 外国人労働者が在籍する場合、『外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針』、『製造業における外国人労働者に対する安全衛生教育の推進について』に基づき、外国人労働者の安全衛生確保に取り組んでいますか | |
| 構内に請負事業者がいる場合、『製造業における元方事業場による総合的な安全衛生管理のための指針』に基づき、双方が協力して労働災害防止活動に取り組んでいますか | |

11 点検結果



全体的に取り組みが低迷しています。
 詳細はチェック事項の『 』で **検索**

労働条件等関係助成金 検索

労働基準、労働安全衛生関係の助成金、補助金

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

文字サイズの変更 標準 大 特大 調べたい 御意見募集やパブリックコメント

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 事業者の方へ > 労働条件等関係助成金のご案内

労働条件等関係助成金のご案内

各種助成金の掲載ページはこちら

| | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 業務改善助成金 | 事業場内で最も低い労働者の賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う |
| 2 | 働き方改革推進支援助成金 | (1) 労働時間短縮・年休促進支援コース 労働時間の短縮や年次有給休暇取得促進に向けた環境を |

あんぜんサイト 検索

リスクアセスメント、転倒災害防止、腰痛予防対策、交通労働災害防止、災害統計・事例、法令・通達

職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

HOME お問合せ サイトマップ 検索

労働災害統計 労働災害事例 各種教材・ツール 化学物質

働く人 家族 企業

みんなが元気になる職場を創りましょう。

こころの耳 検索

メンタルヘルス対策全般、ストレスチェック

こころの耳 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト HOME 厚生労働省

働く方へ ご家族の方へ 事業者の方へ 部下を持つ方へ 支援する方へ

今日のおすすめ よく見られているコンテンツ

福岡産業保健 検索

福岡産業保健総合支援センター、地域産業保健センター、メンタルヘルス対策支援、治療と仕事の両立支援、労働衛生関係研修会

独立行政法人 労働者健康安全機構
福岡産業保健総合支援センター

TEL. 092-414-5264
【利用時間】 平日 午前8時30分～午後5時15分

ホーム 支援センターについて 相談のご案内 研修のご案内